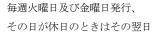
兵庫県公報

平成27年10月30日 金曜日 第 2744 号

 発
 行
 人

 兵
 庫
 県

 神戸市中央区下山手通
 5丁目10番1号





(兵庫県民の旗=県旗)

告示	^° ~ `y``
○ 行政書士法に基づく聴聞の実施(市町振興課)	1
○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく指定地方公共機関	
の指定(災害対策課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく指定地方公共機関の指定(同)	2
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出(農地整備課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
○ 土地改良区営土地改良事業の計画変更認可(同)	4
○ 鳥獣保護区の指定(自然環境課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
○ 休猟区の指定 (同)	7
○ 特定猟具使用禁止区域の指定(同)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
○ 昭和50年兵庫県告示第2214号(特定猟具使用禁止区域の指定)の一部改正(同)	14
○ 昭和60年兵庫県告示第1708号(銃猟禁止区域の指定)の一部改正(同)	14
○ 平成10年兵庫県告示第1448号(鳥獣保護区の指定)の一部改正(同)	14
○ 平成26年兵庫県告示第947号(特定猟具使用禁止区域の指定)の一部改正(同)	14
○ 保安林の指定予定(豊かな森づくり課)	14
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要(水大気課)	15
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定(同)	16
○ 土地区画整理組合の解散認可(市街地整備課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15(収入証紙売りさばき人の名称等)の一部改正(会計課)	16
公告	
☆	17
○ 展用地利用配力計画の修正(展案性音味)	17
○ 同	17 17
○ 予札公告(管理課)····································	18
	10
選挙管理委員会告示	
○ 平成24年兵庫県選挙管理委員会告示第62号の訂正 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
○ 平成25年兵庫県選挙管理委員会告示第10号の訂正 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
○ 平成25年兵庫県選挙管理委員会告示第101号の訂正 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
○ 平成26年兵庫県選挙管理委員会告示第11号の訂正 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
○ 平成26年兵庫県選挙管理委員会告示第69号の訂正 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
○ 政治団体から提出された平成19年分の収支報告書の要旨	26
○ 政治団体から提出された平成20年分の収支報告書の要旨	27
○ 政治団体から提出された平成23年分の収支報告書の要旨	27
○ 政治団体から提出された平成24年分の収支報告書の要旨	28
○ 政治団体から提出された平成25年分の収支報告書の要旨	29
○ 政治資金規正法に基づく政治団体の解散に係る収支報告書の要旨	41
教育委員会公告	
教育安員会公告 ○ 兵庫県統合教務支援システム調達業務に係る企画提案コンペの実施	64
○ 六串不№日秋功入版ノハノ 4帆是未効に応る正凹灰米コノ ^ ♡ノ 天旭	04

告

示

兵庫県告示第882号

行政書士法(昭和26年法律第4号)第14条の3第3項及び第5項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成27年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 日時

平成27年11月10日 (火) 午前10時から午前11時まで

2 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁第2号館11階南側会議室

3 内容

行政書士松浦靖典(日本行政書士会連合会登録番号03300596号)の行政書士法第1条の2及び同法第1条の3ただし書並びに同法第10条並びに同法第13条並びに行政書士法施行規則(昭和26年総理府令第5号)第6条第2項並びに兵庫県行政書士会会則第35条並びに同会則第35条の5第2項に違反する事実

兵庫県告示第883号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第2条第2項の規定による指定地方公共機関として次の法人を指定し、平成17年兵庫県告示第634号は、廃止する。

^^^^^^

平成27年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

一般社団法人兵庫県LPガス協会

株式会社淡路ジェノバライン

ジャンボフェリー株式会社

高速いえしま株式会社

沼島汽船株式会社

坊勢汽船株式会社

淡路交通株式会社

山陽バス株式会社

神姫バス株式会社

全但バス株式会社

一般社団法人兵庫県トラック協会

但馬空港ターミナル株式会社

日本エアコミューター株式会社

WILLER TRAINS株式会社

北近畿タンゴ鉄道株式会社

神戸新交通株式会社

神戸高速鉄道株式会社

一般財団法人神戸すまいまちづくり公社

神戸電鉄株式会社

山陽電気鉄道株式会社

智頭急行株式会社

能勢電鉄株式会社

北条鉄道株式会社

北神急行電鉄株式会社

六甲山観光株式会社

一般社団法人兵庫県医師会

株式会社サンテレビジョン

兵庫エフエム放送株式会社

株式会社ラジオ関西

神戸市道路公社

兵庫県道路公社

芦有ドライブウエイ株式会社

兵庫県告示第884号

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第2条第7項の規定による指定地方公共機関として次の法人を指定し、平成26年兵庫県告示第130号は、廃止する。

平成27年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 一般社団法人兵庫県医師会
- 一般社団法人兵庫県歯科医師会
- 一般社団法人兵庫県薬剤師会
- 公益社団法人兵庫県看護協会
- 一般社団法人兵庫県LPガス協会

WILLER TRAINS株式会社

北近畿タンゴ鉄道株式会社

神戸新交通株式会社

神戸電鉄株式会社

山陽電気鉄道株式会社

智頭急行株式会社

能勢電鉄株式会社

北条鉄道株式会社

北神急行電鉄株式会社

淡路交通株式会社

山陽バス株式会社

神姫バス株式会社

全但バス株式会社

阪急バス株式会社

阪神バス株式会社

高速いえしま株式会社

沼島汽船株式会社

坊勢汽船株式会社

一般社団法人兵庫県トラック協会

株式会社サンテレビジョン

兵庫エフエム放送株式会社

株式会社ラジオ関西

兵庫県告示第885号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の 届出があった。

^^^^^

平成27年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

西芦田口塩久土地改良区

退任役員

役員の区分	E	E	名	3	住所
理事	足	<u>\f\</u>	哲	也	丹波市青垣町西芦田975番地1
司	蘆	田	美智	引	同 市青垣町西芦田987番地
司	足	<u>\frac{\frac{1}{1}}{1}</u>	芳	夫	同 市青垣町西芦田995番地
司	蘆	田		剛	同 市青垣町西芦田1015番地
司	上	Щ	_	雄	同 市青垣町西芦田1022番地
司	大	西		勝	同 市青垣町西芦田1197番地
司	西	垣	豪	夫	同 市青垣町西芦田351番地2
司	芦	田	義	宏	同 市青垣町西芦田124番地1
司	足	<u>\f\</u>		進	同 市青垣町西芦田206番地
同	谷	Ш	久	雄	同 市青垣町西芦田57番地

同	仲	野	敏	雄	同 市青垣町西芦田41番地3
同	水	谷	新	七	京都市右京区太秦垂箕山町1番地37
司	足	<u>\f\</u>	辰	己	丹波市青垣町口塩久273番地
司	足	<u>\f\</u>	義	行	同 市青垣町口塩久266番地6
司	澤	田	貴	之	同 市青垣町口塩久347番地
同	足	<u>\frac{\frac{1}{1}}{1}</u>	守	昭	同 市青垣町口塩久519番地
司	足	<u>\f\</u>	直	之	同 市青垣町口塩久504番地
同	足	<u>\frac{\frac{1}{1}}{1}</u>	龍	哉	同 市青垣町口塩久511番地3
監事	小	林	和	夫	同 市青垣町西芦田1295番地
同	谷	Ш	光	男	同 市青垣町西芦田98番地
同	足	<u>\frac{\frac{1}{1}}{1}</u>	秀	_	同 市青垣町口塩久510番地
就任役員					
役員の区分	E	E	4	3	住所
理事	足	<u>\frac{\frac{1}{1}}{1}</u>	哲	也	丹波市青垣町西芦田975番地1
同	蘆	田	美智	到則	同 市青垣町西芦田987番地
同	足	<u>\frac{\frac{1}{1}}{1}</u>	芳	夫	同 市青垣町西芦田995番地
司	蘆	田		務	同 市青垣町西芦田1014番地
同	足	<u>\frac{\frac{1}{1}}{1}</u>	_	成	同 市青垣町西芦田1030番地
司	小	林		豊	同 市青垣町西芦田1380番地
司	足	<u>\f\</u>	冬	子	同 市青垣町西芦田334番地1
司	田	中	義	信	同 市青垣町西芦田131番地
司	足	<u> </u>		進	同 市青垣町西芦田206番地
同	谷	Ш	久	雄	同 市青垣町西芦田57番地
同	谷	Ш	光	\equiv	同 市青垣町西芦田46番地
同	谷	Ш	隆	夫	同 市青垣町西芦田113番地2
同	足	<u>\frac{\frac{1}{1}}{1}</u>	勝	則	同 市青垣町口塩久251番地
同	足	<u>\frac{\frac{1}{1}}{1}</u>	拓	眞	同 市青垣町口塩久308番地
司	澤	田	貴	之	同 市青垣町口塩久347番地
司	足	<u> </u>	惠	彥	同 市青垣町口塩久533番地
司	足	<u>\f\</u>	光	廣	同 市青垣町口塩久709番地
同	足	<u>\frac{\frac{1}{1}}{1}</u>	正	彦	同 市青垣町口塩久471番地
監事	仲	野	敏	雄	同 市青垣町西芦田41番地3
司	大	西		勝	同 市青垣町西芦田1197番地
司	足	77	守	昭	同 市青垣町口塩久519番地
^^^^	^^^^	^^^	.^^/	\^^.	^^^^^

兵庫県告示第886号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良区に係る土地改良事業の計画変更を認可した。

この認可について不服がある場合には、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成27年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	事 業 名	地 区 名	認可年月日
西光寺野土地改良区	県営土地改良事業により造成され た施設の維持管理事業	西光寺野地区	平成27年10月7日

兵庫県告示第887号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定により、 次の区域を鳥獣保護区として指定する。

なお、昭和35年兵庫県告示第744号(鳥獣保護区の指定)、昭和37年兵庫県告示第975号(鳥獣保護区の指定)、昭和40年兵庫県告示第1127号(鳥獣保護区の指定)及び昭和43年兵庫県告示第1103号(鳥獣保護区の指定)は、平成27年10月31日限り、廃止する。

平成27年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	区域	存続期間
西宮市表山	西宮市芦屋市境界線と阪急神戸線軌道の交点を起点として、同所から同市境界を北進して雷山(標高565.6メートル)、奥池を経てトガガ尾山(標高723.1メートル)山頂に至り、同山頂から県道神戸宝塚線の渓流橋を見通し、同橋から同県道を東進して盤滝を経て西宮市宝塚市境界に至り、同所から同市境界を東南進して阪急今津線軌道に至り、同所から同今津線軌道を南進して西宮北口駅に至り、同駅から同神戸線軌道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成27年11 月1日から 平成37年10 月31日まで
加東市東条湖鳥獣保護区	加東市黒谷における県道平木南山線と県道小野藍本線の交点を起点として、同所から県道平木南山線を北西進及び北進して加東市下鴨川と同市黒谷との大字界に至り、同所から同大字界を東進して同市下鴨川、同市黒谷と同市平木の大字界に至り、同所から同市黒谷と同市平木の大字界に至り、同所から同市平木と同市秋津の大字界に至り、同所から同市平木と同市秋津の大字界を北東進して同市秋津字浦谷2029—1番地先の私道に至り、同所から同私道を北進及び南進して市道秋津古家線に至り、同所から同市道を東進及び南進して市道観光2号線に至り、同所から市道観光2号線を南東進して市道秋津台環状線に至り、同所から市道秋津台環状線を西進及び南進して県道小野藍本線に至り、同所から同県道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成27年11 月1日から 平成37年10 月31日まで
笠形鳥獣保 護区	神崎郡市川町上牛尾における県道西脇八千代市川線と林道塩坪線の交点を起点として、同所から同林道を北西進して林道終点に至り、同所から左方の山道を北西進して町道河内線に至り、同所から同町道を北進して同町道と根宇谷林道終点を結ぶ山道との交点に至り、同山道を北進して根宇谷林道との交点に至り、同所から同林道を北進して兵庫県揖保川森林計画区神河町32林班と同33林班の林班界との交点に至り、同所から同林班界を東進して32林班と33林班、34林班との3林班界交点に至り、同所から33林班と34林班との林班界を南東進して笠形山官行造林地との交点に至り、同所から同官行造林地の北面境界線に沿って南東進して笠形山山頂(標高939.4メートル)に至り、同所から多可郡多可町と神崎郡神河町との町界を南進して神河町と市川町、多可町との3町界交点に至り、同所から市川町と多可町との町界を南西進して県道西脇八千代市川線(舟坂峠)に至り、同所から同県道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成27年11 月1日から 平成37年10 月31日まで
仁寿山鳥獣 保護区	姫路市阿保における市道城陽11号とJR山陽本線の交点を起点として、同所からJR山陽本線を東進して県道妻鹿花田線との交点に至り、同所から同県道を南進して市道四郷11号との交点に至り、同所から同市道を南進して国道312号に至り、同所から同国道を南進して県道国分寺白浜線に至り、同所から同県道を南進して県道北原八家線に至り、同所から県道北原八家線を西進して県道白浜姫路停車場線に至り、同所から県道白浜姫路停車場線を南進して国道250号に至り、同所から同国道を西進して二級河川市川左岸に至り、同所から同河川左岸を南西進して姫路市飾磨区妻鹿日田町1一1に至り、同所	平成27年11 月1日から 平成37年10 月31日まで

家島鳥獣保	から飾磨区中島字宝来3058-6を見通した線を南西進して飾磨区中島字宝来3058-6に至り、同所から同河川右岸を北東進して市道高浜276号に至り、同所から同市道を北進して市道城陽107号に至り、同所から同市道を北東進して市道城陽11号に至り、同所から市道城陽11号を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域 姫路市家島町のうち、男鹿島、西島および松島の区域	平成27年11
護区		月1日から 平成37年10 月31日まで
引原鳥獣保 護区	宍粟市波賀町日ノ原における県営引原ダムの堰堤南詰を起点として、同所から市道引原ダム西側線を北進して同町日ノ原と引原の大字界交点に至り、同所から同大字界を北西進して音水国有林境界に至り、同所から同国有林界を北進及び北東進として市道駒前線に至り、同所から同市道を東進して国道29号に至り、同所から同国道を南進して新三久安大橋中詰の国道29号に至り、同所から同国道を南進してカラウコ大橋北詰の市道引原カラウコ線に至り、同所から同市道を南東進及び南西進してカラウコ大橋南詰の国道29号に至り、同所から同国道を南進してカラウコ大橋南詰の国道29号に至り、同所から同国道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成27年11 月1日から 平成37年10 月31日まで
鉢高原鳥獣 保護区	養父市大久保における県道秋岡関宮線と市道葛畑大久保線の交点を起点として、同所から同県道を北西進して登行リフト終点に至り、同所から谷に沿って南西進して広域基幹林道瀞川氷ノ山線の氷ノ山橋に至り、同所から同林道を西進して市道若桜越線(氷ノ山登山道)との交点(登山口)に至り、同所から同市道を西進して養父市と鳥取県若桜町との市町境との交点に至り、同所から同市町境を北進して養父市と若桜町と美方郡香美町との市町境(赤倉山山頂)に至り、同所から養父市と美方郡香美町との市町境を北東進して鉢伏山山頂に至り、同所から養父市と美方郡香美町との市町境を南東進して広域基幹林道瀞川氷ノ山線との交点に至り、同所から同林道を西進して市道葛畑大久保線との交点に至り、同所から同市道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成27年11 月1日から 平成37年10 月31日まで
石生鳥獣保 護区	丹波市氷上町石生における国道175号と特号市道10号の交点を起点として、 同所から同市道を北進して市道特28号に至り、同所から同市道を西進して同 市氷上町大崎から横田に通じる山道に至り、同所から同山道を南西進して尾 根筋に至り、同所から尾根筋沿いに南西進して同市氷上町横田字長者ヶ谷176 番地の2と166番地との地番界を経て国道175号に至り、同所から同国道を東 進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成27年11 月1日から 平成37年10 月31日まで
南淡鳥獣保 護区	南あわじ市阿万塩屋町における市道蛇ノ鰭線と市道大見山吹上線の交点を起点として、同所から同市道大見山吹上線を南西進して市道阿万169号との交点に至り、同所から同市道大見山吹上線を南西進及び北西進並びに南西進して阿万吹上町194番地に至り、同所から吹上キャンプ場の砂丘を南西進して阿万吹上町1439番地先海岸線に至り、同所から同海岸線を北西進して押登岬に至り、同所から同海岸線を北西進して南あわじ市海釣公園に至り、同所から同海岸線を北西進して市道阿万167号との交点に至り、同所から同市道を南東進及び北東進して市道蛇ノ鰭線に至り、同所から市道蛇ノ鰭線を北東進及び南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成27年11 月1日から 平成37年10 月31日まで
県立淡路島	旧津名郡淡路町と同北淡町の旧町界と県道福良江井岩屋線の交点を起点と	平成27年1

公園鳥獣保 護区

して、同所から海岸線を東進して松帆の浦に至り、同所から海岸線を南東進 月1日から して大谷川に至り、同川左岸に沿って西進し、大谷橋を経て同県道を南東進 して神戸淡路鳴門自動車道に至り、同所から同自動車上り線に沿って南進し て、国立公園(淡路市鳥ノ山)に至り、山林と宅地に沿って、同自動車道に 至り、同所から同自動車上り線に沿って南進して、淡路市楠本に至り、県立 淡路島公園、国営明石海峡公園、淡路夢舞台の敷地に沿って同自動車に至り、 同所から同自動車上り線に沿って南西進して同所から市道楠本谷中線の交点 に至り、同所から同市道を北進して谷山大橋右岸に至り、同所から谷山ダム 水面界を右回りに進み谷山大橋左岸と市道楠本谷中道との交点に至り、同所 から同市道を北西進してぬるゆ橋を経て市道大谷ダム線に至り、同所から同 市道を北進して県道佐野仁井岩屋線に至り、同所から同県道を北西進して旧 津名郡淡路町と同北淡町の旧町界に至り、同所から同旧町界を北東進して起 点に至る線に囲まれた一円の区域

平成30年10 月31日まで

兵庫県告示第888号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第34条第1項の規定により、 次の区域を休猟区として指定する。

^^^^^

なお、平成24年兵庫県告示第1398号(休猟区の指定)は、平成27年10月31日限り、廃止する。 平成27年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	区 域	存続期間
吉川町東部 休猟区	三木市吉川町における主要地方道西脇三田線と市道米田大沢線の交点を起点として、同所から同主要地方道を東進して県道新田大沢線に至り、同所から同県道を北進して県道広野永福線に至り、同所から同県道を東進して県道新田大沢線に至り、同所から同県道を北東進して三木市と三田市の境界に至り、同所から同境界に沿って南進して三木市と三田市と神戸市の境界に至り、同所から三木市と神戸市の境界を南進及び西進して国道428号に至り、同所から同国道を北進して市道米田大沢線に至り、同所から同市道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成27年11 月1日から 平成30年10 月31日まで

兵庫県告示第889号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定により、 次の区域を特定猟具使用禁止区域として指定する。

なお、昭和44年兵庫県告示第1129号(銃猟禁止区域の指定)、昭和49年兵庫県告示第2183号(銃猟禁止区域の 指定)、平成7年兵庫県告示第1464号(銃猟禁止区域の指定)、平成17年兵庫県告示第1154号(特定猟具使用禁止 区域の指定)及び平成24年兵庫県告示第1070号(特定猟具使用禁止区域の指定)は平成27年10月31日限り、廃 止する。

平成27年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名称	特定猟具 の種類	区 域	存続期間
櫨谷特定猟	銃器	神戸市西区櫨谷町福谷における県道神戸加古川姫路線と県道小	平成27年11

具使用禁止 区域		部明石線の交点(福谷東交差点)を起点として、同所から県道神戸加古川姫路線を北西進して市道西神1号に至り、同所から同市道を東進して市道押部谷24号に至り、同所から同市道を南進して県道小部明石線に至り、同所から同県道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	
上郡特定猟 具使用禁止 区域	銃器	赤穂郡上郡町における町道大枝新川筋線と国道373号の交点を起点として、同所から同国道を南進し及び南東進して県道姫路上郡線に至り、同所から同県道を西進して県道姫路上郡線上郡町竹万字枝川における西詰の交差点に至り、同所から同県道赤穂佐伯線を北進して町道上郡川筋線に至り、同所から同県道を北西進して県道西新宿上郡線に至り、同所から同県道を北進及び北西進して町道大枝新古土手線に至り、同所から同町道を北東進して町道大枝新川筋線に至り、同所から同町道を東進及び南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成37年1
市川特定猟 具使用禁止 区域	銃器	神崎郡神河町貝野における町道粟賀柏尾貝野線と国道312号の 交点を起点として、同所から同国道を南進して神崎郡福崎町との 町界に至り、同所から同町界を北進して県道甘地福崎線に至り、 同所から同県道を北進して県道長谷市川線に至り、同所から同県 道を北進して町道鶴居大河内線に至り、同所から同町道を北進し て町道沢大河内東線に至り、同所から町道沢大河内東線を北進し て町道沢猿田彦神社東線に至り、同所から町道沢猿田彦神社東線 を西進してJR播但線に至り、同所から町道沢猿田彦神社東線 を西進してJR播但線に至り、同所から同町道を東進して町道清 水昭和橋線に至り、同所から町道清水昭和橋線を東進して町道清 水昭和橋線に至り、同所から町道寺前野村線を東進して町道市 場貝野線に至り、同所から町道寺前野村線を東進して町道市 場貝野線に至り、同所から町道市場貝野線を南東進して町道東賀 柏尾貝野線に至り、同所から町道栗賀柏尾貝野線を南東進して起 点に至る線に囲まれた一円の区域	平成27年1 月1日から 平成37年1 月31日まで
吉冨特定猟具使用禁止区域	銃器	神崎郡神河町杉における国道312号線(播但連絡有料道路)と町 道切後線の交点を起点として、同所から同国道を南進して町道市 場・杉線に至り、同所から同町道を北進して国道312号線に至り、 同所から同国道を南進して猪篠川左岸に至り、同所から同川左岸 を南進して町道栗賀・柏尾・貝野線至り、同所から同町道を西進 して国道312号(播但連絡有料道路)に至り、同所から同国道を北 進して作業道吉富線に至り、同所から同作業道を西進して林道長 尾谷線に至り、同所から同林道を北進して作業道杉上ノ段線に至 り、同所から同作業道を北進して作業道杉上ノ段線に至 り、同所から同作業道を北進して町道切後線に至り、同所から同 町道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成27年1 月1日から 平成37年1 月31日まで
三日月特定 猟具使用禁 止区域	銃器	佐用郡佐用町茶屋における国道179号と県道塩田三日月線の交点を起点として、同所から同国道を西進して町道西ノ脇徳平線に至り、同所から同町道を北進して町道乃井野八幡線に至り、同所から同町道を南東進して県道千種新宮線に至り、同所から同町道を北東進して町道小原徳平線に至り、同所から同町道を北東進して町道小原徳平線に至り、同所から同町道を北東進して県道塩田三日月線に至り、同所から同県道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成27年1 月1日から 平成37年1 月31日まで

豊岡・日高 円山川特定 猟具使用禁 止区域	銃器	豊岡市の円山川における豊岡大橋東詰を起点として、同所から 円山川右岸堤防を南進して国道426号に至り、同所から同国道を南 進して県道府市場伏線に至り、同所から同県道を南進して国道482 号に至り、同所から同国道を南西進して市道上郷西組線に至り、 同所から円山川対岸の国道482号を見通した直線を南西進して円 山側右岸に至り、同所から円山川右岸を南東進及び南西進して市 道赤崎伊佐線に至り、同所から同市道を南進及び東進して豊岡市 と養父市との市界に至り、同所から同市界を北西進してJR山陰 本線に至り、同所から同鉄道を北東進して県道藤井上石線に至り、 同所から同市道を西進して市道竹貫上石クゴ線に至り、同所から 同市道を北東進して市道長楽寺線に至り、同所から同市道を北東 進して市道納屋高貫線に至り、同所から同市道を北東 進して市道納屋高貫線に至り、同所から同市道を北東 進して市道が貫上石クゴ泉に至り、 同所から同鉄道を北東進してJR山陰本線に至り、 同所から同鉄道を北進して国道178号に至り、同所から同国道を東 進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成27年11 月1日から 平成37年10 月31日まで
甲山長池特定猟具使用禁止区域	统器	姫路市砥堀における市川大橋西詰の国道312号を起点として、同所から同国道を北進して二級河川市川の東岸に至り、同所から同河川を北進して神崎郡福崎町と神崎郡市川町の町界に至り、同所から 同所から では、同所から では、同所から同り、同所から同国道を南進して県道三木宍粟線に至り、同所から同県道を東進して加西市との市町界に到り、同所から同市町界を南進して中国自動車道に至り、同所から同道を西進して福崎町道大門鍛治屋線に至り、同所から同町道を南進して福崎町道大門鍛治屋線に至り、同所から同町道を南進して町道八千種八反田線に到り、同所から同町道を東進して町道大貫山田線に至り、同所から町道大貫山田線を南進して明道大貫山田線を南進して県道豊富北条線を南西進して県道豊富北条線に至り、同所から同東道を南西進して市道豊富77号に至り、同所から市道豊富77号を西進して市道豊富77号に至り、同所から市道豊富77号を西進して県道西田原姫路線に至り、同所から同県道を南進して県道大柳仁豊野線に至り、同所から同東道を南進して「東道大柳仁豊野線に至り、同所から同東道を南進して市道豊富84号に至り、同所から同市道を南西進して市川大橋東詰における国道312号(播但連絡有料道路)に至り、同所から市川大橋を渡り起点に至る線に囲まれた一円の区域	月1日から
いきものふ れあいの里 特定猟具使 用禁止区域	銃器	丹波市青垣町山垣における市道九ノ尾線と林道法用谷線の交点を起点として、同所から同林道を東進して九ノ尾116番の2(遠阪財産区)に至り、同所から尾根づたいに西進して官行造林地(九ノ尾116番の6)に至り、同所から同官行造林地(九ノ尾116番の6)を尾根づたいに北西進して山頂に至り、同所から官行造林地と中佐治区有林(滝谷115番の3)と山垣所有地(滝谷115の4)の谷筋を西南進して林道滝谷線に至り、同所から同林道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	
城山台特定 猟具使用禁 止区域	銃器	加古川市志方町細工所における県道高砂北条線と県道小野志方線の交点を起点として、同所から県道高砂北条線を北進して同市志方町大沢における市道大沢6号に至り、同所から同市志方町大沢字茶屋ケ谷1330番の20(標高177.5メートル)を見通した線を東	

		進して同所に至り、同所(同市志方町大沢字茶屋ケ谷1330番の20) から同市志方町細工所字中津倉1130番の42(標高163.5メートル)を見通した線を東進して同所に至り、同所から南東進して字中津倉1130番の63(標高147.0メートル)を経て通称七ツ池のうち上ノ池堤防に至り、同所から上の池、平池及び明神池の満水位を結んだ線上を東進して県道小野志方線に至り、同所から同県道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	
長楽寺特定 猟具使用禁 止区域	銃器	加古川市志方町氷室における市道氷室西飯坂線と市道長楽寺鼎線の交点を起点として、同所から同市道を西進してダンベ池堤防に至り、同所から同堤防上を西進して里道丸山道に至り、同所から同里道を北進して同市志方町氷室字丸山935番の1における里道清水道に至り、同所から同里道を北進して大藤山山頂(標高251.1メートル)に至り、同所から同市志方町西中、同市志方町西牧及び同市志方町東飯坂の大字境界点に至り、同所から同市志方町西東飯坂及び同市志方町西飯坂の大字境界点に至り、同所から同市志方町東飯坂と同市志方町西飯坂の大字界を経て市道東飯坂2号に至り、同所から同市道を南東進して県道小原宝殿停車場線に至り、同所から同県道を南進して市道氷室西飯坂線に至り、同所から同市道を西進及び南西進して起点に至る線に囲まれた一円	
津万井特定 猟具使用禁 止区域	銃器	西脇市嶋における市道嶋上比延線と国道175号の交点を起点として、同所から同国道を南進して国道427号に至り、同所から同国道を西進して市道上本町蒲江線に至り、同所から同市道を北進して市道上野蒲江線に至り、同所から同市道を北東進して国道175号に至り、同所から同国道を北進して県道門柳大門線に至り、同所から同県道を東進して市道上比延津万井線に至り、同所から同市道を南進して市道上比延17号に至り、同所から同市道を南東進して市道嶋上比延線に至り、同所から同市道を南進及び西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成37年10
姫路市白鳥 池特定猟具 使用禁止区 域	銃器	姫路市相野における山陽自動車道と国道29号の交点を起点として、同国道を北西進して県道石倉玉田線に至り、同所から同県道を北進して市道白鳥199号に至り、同所から同市道を北西進して市道白鳥200号に至り、同所から同市道を南西進して市道白鳥203号に至り、同所から同市道を中進して市道白鳥185号に至り、同所から同市道を北進して市道白鳥179号に至り、同所から同市道を北進して市道白鳥179号に至り、同所から同市道を北進して市道白鳥171号に至り、同所から同市道を北東進して市道白鳥171号に至り、同所から同市道を北東進して市道白鳥149号に至り、同所から同市道を東進して市道白鳥228号に至り、同所から同市道を南進して県道石倉玉田線に至り、同所から同県道を南東進して県道山之内莇野姫路線に至り、同所から同県道を南進して山陽自動車道に至り、同所から同自動車道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成27年11 月1日から 平成37年10 月31日まで
日高町猪爪 特定猟具使 用禁止区域	銃器	豊岡市日高町猪爪にある畜産団地の入り口を起点として、同所から同団地周縁の私道を南東進、南西進及び北西進し同私道北端に至り、同所からサコ川砂防堰堤西端まで見通した直線を北進し	平成27年1 月1日から 平成37年10

		て同堰堤西端に至り、同所から同堰堤工事に係る旧仮設道を北東 進して市道水上中線に至り、同市道を南東進して起点に至る線に 囲まれた一円の区域	月31日まで
油押大池特 定猟具使用 禁止区域	銃器	姫路市夢前町菅生澗における市道菅野102号と市道菅野99号と の交点を起点として、同所から市道菅野99号を北西進して県道菅 生澗林田線に至り、同所から同県道を東進して市道菅野105号に至 り、同所から同市道を南進して市道菅野102号に至り、同所から市 道菅野102号を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成27年1 月1日から 平成37年10 月31日まで
鍋ケ谷特定 猟具使用禁 止区域	銃器	宍粟市千種町西河内における県道若桜下三河線と市道西河内天 児屋線の交点を起点として、同所から同県道を西進して併用林道 鍋ヶ谷線との交点に至り、同所から同林道を南進して鍋ヶ谷国有 林境界に至り、同所から同国有林界を南西進して兵庫県宍粟市千 種町と岡山県英田郡西粟倉村との県界に至り、同所から同県界を 北進及び北東進して峰越峠における元町道延昌山線との交点に至 り、同所から同元町道を東進して市道西河内天児屋線との交点に 至り、同所から同市道を南東進して起点に至る線に囲まれた一円 の区域	平成27年1: 月1日から 平成37年10 月31日まで
戸島特定猟 具使用禁止 区域	銃器	豊岡市城崎町楽々浦字深原434番地の3の南端を起点として、同所から円山川地域森林計画区における城崎町30林班のイ小班とウ小班界を東進して同31林班のア小班界に至り、同所から同31林班界を南西進して城崎町柿ノ浦における通称柿ノ浦谷に至り、同所から同柿ノ浦谷を北西進して市道柿ノ浦線に至り、同所から同市道を北進して城崎町戸島における市道柿ノ浦線の起点に至り、同所から市道柿ノ浦宮本線を北西進して県道戸島玄武洞豊岡線に至り、同所から同県道を北進して円山川右岸の距離標4.2キロメートル点と城崎町戸島字中島2033番地の1の東端とを結ぶ直線に至り、同所から同直線を北東進して城崎町戸島字中島2033番地の1の東端と接する水田管理道に至り、同所から同水田管理道を北東進して豊岡市立ハチゴロウの戸島湿地の敷地境界線に至り、同所から同境界線を北東進して市道深原線に至り、同所から同市道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	月1日から 平成37年10
清富特定猟 具使用禁止 区域	銃器	美方郡新温泉町浜坂における岸田川に架かる清富橋西詰を起点として、同所から岸田川左岸を北西進して海岸線に至り、同所から岸田川右岸を南東進して田井川右岸に至り、同所から田井川右岸を南東進して美方郡新温泉町清富における田井川に架かる宇津々野橋西詰に至り、同所から同橋をわたり東詰に至り、同所から県道三尾浜坂線を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	
福本特定猟 具使用禁止 区域	銃器	神崎郡神河町福本における町道福山2号線と国道312号の交点を起点として、同所から貝野橋を渡り越知川の右岸に沿って北進して宮ノ谷川との合流点に至り、同所から宮ノ谷右岸を東進して福本字宮ノ谷と字蔵ノ谷の字界に至り、同所から同字界を東進して作業道蔵ノ谷線に至り、同所から同作業道を南進して町道高校線に至り、同所から同作業道を南東進して作業道福山東線に至り、同所から同作業道を南東進して中茶屋川砂防堰堤に至り、同所から福本字屋敷奥と字綿谷と字石白谷との3字界に向かい南進して	平成27年1: 月1日から 平成36年10 月31日まで

		同3字界に至り、同所から字屋敷奥と字白石谷の字界を東進して字屋敷奥と字石白と字中野との3字界に至り、同所から作業道福山滝谷線の起点から400メートルの位置を見通した線を南東進して同作業道に至り、同所から同作業道を南進して町道福山線に至り、同所から同町道を西進して町道福山2号線に至り、同所から同町道を西進して町道福山2号線に至り、同所から同町道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	
高雄特定猟 具使用禁止 区域	銃器	赤穂市高雄字西山における市道目坂高雄線と県道赤穂佐伯線の 交点を起点として、同所から同県道を西進及び北西進して同市高 雄字西ノ久保における市道県道門前線に至り、同所と同市周世字 立岩における市道北鎌倉御蔵線と県道周世有年原線の交点を見通 し、同所から見通し線を北東進して県道周世有年原線に至り、同 所から同県道を西進して県道高雄有年横尾線に至り、同所から同 県道を南東進して市道目坂高雄線に至り、同所から同市道を南西 進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	
宍粟揖保川 特定猟具使 用禁止区域	銃器	宍栗市山崎町御名における戸原橋西詰の県道宍栗香寺線と市道御名5号の交点を起点として、同所から同市道を北進して県道宍栗新宮線に至り、同所から同県道を北進して国道29号に至り、同所から同国道を北進して市道三津神谷線に至り、同所から同市道を東進して市道河東中央線に至り、同所から同市道を南進して県道田井中広瀬線に至り、同所から同県道を南西進して県道田井中広瀬線に至り、同所から同県道を南西進して宍栗橋東詰の市道石ヶ谷宍栗橋線に至り、同所から同市道を南進して山崎大橋東詰の国道29号に至り、同所から同時首を南西進して戸原統合頭首工東詰に至り、同所から同頭首工管理道を南西進して市道川戸5号に至り、同所から同東道を南西進して戸原橋東詰の県道宍栗香寺線に至り、同所から同県道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	月1日から
小野市下東 条特定猟具 使用禁止区 域	銃器	小野市小田町における市道117号の千歳橋南詰を起点として、同所から東条川左岸を北西進、南進及び北西進して市道116号に至り、同所から同市道を北進して市道210号に至り、同所から同市道を南西進して県道小野藍本線に至り、同所から同県道を西進及び南西進して東条川右岸に至り、同所から同河川を北西進して小野市と加東市の市界に至り、同所から同市界を北東進及び東進して市道116号に至り、同所から同市道を南進して県道神戸加東線に至り、同所から同県道を東進して市道6211号に至り、同所から同市道を南東進して市道117号に至り、同所から同市道を南東進して市道117号に至り、同所から同市道を南東進して市道117号に至り、同所から同市道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	月1日から 平成37年10
口吉川特定 猟具使用禁 止区域	銃器	三木市ロ吉川町久次の県道加古川三田線における同市ロ吉川町 久次と同市吉川町上松の大字界の交点を起点として、同所から同 大字界を南進して同市ロ吉川町久次、同市吉川町上松及び同市ロ 吉川町里脇の大字界に至り、同所から同市吉川町上松と同市ロ吉 川町里脇の大字界を南進して同市ロ吉川町里脇、同市吉川町上松 及び同市吉川町田谷の大字界に至り、同所から同市ロ吉川町里脇 と同市吉川町田谷の大字界を南進して同市ロ吉川町里脇、同市吉	

		川町田谷及び同市吉川町湯谷の大字界を南進して同市ロ吉川町里脇と同市吉川町場谷の大字界を南進して同市ロ吉川町里脇、同市吉川町湯谷及び同市ロ吉川町槇の大字界を南進して同市市吉川町湯谷と同市古川町槇の大字界を南進して同市市川町湯谷と同市ロ吉川町槇の大字界を南進して同市コ川町湯谷、同市ロ吉川町槇及び同市細川町瑞穂の大字界を西進して三川町槇、同市四吉川町横と同市細川町瑞穂の大字界を西進して三川町横、同市四吉川町瑞穂と同市ロ吉川町大島の大字界を西進して同市細川町瑞穂、同市ロ吉川町大島、同市加井町中里の大字界を西進して同市四吉川町大島、同市加井町中里の大字界を西進して同市ロ吉川町市畑、同市細川町中里の大字界を西進して同市ロ吉川町南畑、同市細川町中里の大字界を西進して同市ロ吉川町南畑、同市細川町中里の大字界を西進して同市ロ吉川町南畑、同市細川町中里の大字界を西進して同市ロ吉川町保木、同市和川町中里の大字界を西進して同市ロ吉川町保木、同市和川町中里及び同市ロ吉川町東の大字界を西進して同市ロ吉川町米、同市加吉川町東と同市和川町中里及び同市ロ吉川町蓮花寺の大字界を南進して同市ロ吉川町蓮花寺と同市細川町土地の大字界を西進して同市ロ吉川町蓮花寺に同市加州町垂穂の大字界を西進して同市ロ吉川町連花寺に同市加州町地区が同市和川町地大字界に至り、同所から同市和川町地で東に至り、同所から同市和川町地区が同市に三川町連花寺に同市加川町地区が同市に三川町市西中、同市和川町高篠の大字界を地進して三市和川町市部に至り、同市市コ市川町西中と同市細川町高篠の大字界を西進して三木市加丁西中と同市細川町高篠の大字界を西進して三木市市三川町西中に同市和川町郡に至り、同所から同市和川町郡に至り、同所から同市和川町本代でで、にて三川町本代で、加東市の市界に至り、同所から同市市上川町上松の大字界を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	
神戸空港特 定猟具使用 禁止区域	銃器	神戸市中央区港島南町9丁目におけるポートアイランド島南東端を起点として、同所から大阪湾を南西に見通す神戸空港島東端に至り、同所から海岸線を南西進および西進して同島西端に至り、同所から大阪湾を北西に見通す同市兵庫区和田岬神戸灯台に至り、同所から起点を見通した線に囲まれた一円の区域	平成27年11 月1日から 平成37年10 月31日まで
温泉特定猟具使用禁止区域	銃器	美方郡新温泉町細田における国道9号と町道細田稲負谷線の交点を起点として、同所から同国道を南東進して町道京口線に至り、同所から同町道を西進して町道湯村歌長線に至り、同所から同町道を南東進して町道町民センター線に至り、同町道を南西に直進して白豪山(城山)尾根に至り、同所から町道北岡線の第二北岡橋東詰と結ぶ線を直進して町道北岡線に至り、同所から同町道を西進して町道細田稲負谷線に至り、同所から同町道を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成27年11 月1日から 平成37年10 月31日まで

 を器・くりわな	たつの市御津町における国道250号と県道網干停車場新舞子線の交点を起点として、同所から同県道を南進して新舞子において海岸線を接する点に至り、同所から同海岸線を西進して福ヶ浜、鷲崎を経て市道岩見浜屋敷1号に至り、同所から同市道を北進して市道岩見南峠1号に至り、同所から同市道を東進して同国道に至り、同所から同国道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の	平成27年11 月1日から 平成37年10 月31日まで
	至り、同所から同国道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の 区域	

兵庫県告示第890号

昭和50年兵庫県告示第2214号(特定猟具使用禁止区域の指定)の一部を次のように改正し、平成27年11月1日から施行する。

平成27年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表城山台特定猟具使用禁止区域、長楽園特定猟具使用禁止区域、津万井特定猟具使用禁止区域、姫路市白鳥池特定猟具使用禁止区域及び日高町猪爪特定猟具使用禁止区域の項を削る。

^^^^^

兵庫県告示第891号

昭和60年兵庫県告示第1708号(銃猟禁止区域の指定)の一部を次のように改正し、平成27年11月1日から施行する。

平成27年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表鍋ヶ谷銃猟禁止区域及び清富銃猟禁止区域の項を削る。

兵庫県告示第892号

平成10年兵庫県告示第1448号(鳥獣保護区の指定)の一部を次のように改正し、平成27年11月1日から施行する。

^^^^^

平成27年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表県立淡路島公園鳥獣保護区の項を削る。

兵庫県告示第893号

平成26年兵庫県告示第947号 (特定猟具使用禁止区域の指定)の一部を次のように改正し、平成27年11月1日 から施行する。

^^^^^

平成27年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表福本特定猟具使用禁止区域の項を削る。

兵庫県告示第894号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。 平成27年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

宍粟市千種町河呂字山平292の6、292の8、292の13、292の28、292の35、292の38、292の48から292の54まで、292の67から292の75まで、292の79、292の80

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字山平292の69・292の70・292の74・292の80 (以上4筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)

^^^^^

兵庫県告示第895号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成27年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
 - 兵庫パルプ工業株式会社
 - 丹波市山南町谷川858番地
 - 代表取締役社長 井 川 雄 治
- ② 工場又は事業場の名称及び所在地
 - 兵庫パルプ工業株式会社 丹波市山南町谷川858番地
- (3) 特定施設に関する事項

種					類	23号へ チップ洗浄施設及び	パルプ洗浄施設
能					力	パルプ770t/日	
工事着	手 予	定	年	月	日	許可後	
工事完	成 予	定	年	月	月	着手後3箇月	
使 用 開	始 予	定	年	月	日	完成後	
使用時間の間	隔及び1	当当た	りの	使用	诗間	24時間連続	
使用時間	の季節	的変	動	の概	要	なし	
	区			分		通常	最大
		イ ス k 素			度	9	9. 6
使用時にお いて当該特 定施設から	生物化	学的			₹量	1, 848	2, 770
排出される	化学的(単位			要 求 / L		1, 848	2, 770
染状態の通 常の値及び		· * 位		質 L)	量	_	_
		•					

最大の値	室 素 含 有 量 (単位 mg/L)	10	15
	烽 含 有 量 (単位 mg/L)	2	6
	ハて当該特定施設から排出 等の量(単位 m³/日)	3, 060	3, 078

備考 既設特定施設の使用方法を変更するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

- 2 縦覧の期間及び場所
 - (1) 期間 平成27年10月30日から同年11月20日まで
 - (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び丹波市生活環境部市民環境課

兵庫県告示第896号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指 定する。

^^^^^

平成27年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定する区域

赤穂市加里屋字八田980番3、980番4、980番5及び980番10の一部

2 特定有害物質の名称

砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

兵庫県告示第897号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第45条第2項の規定により、小野市黒川西土地区画整理組合の解散 を次のとおり認可した。

^^^^^^^^^^^

平成27年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日

組 合 の 名 称 小野市黒川西土地区画整理組合

事務所の所在地 小野市王子町806番地の1 (小野市役所内)

設立認可の年月日 平成23年10月27日

2 解散認可の年月日

平成27年10月14日

兵庫県告示第898号

昭和39年兵庫県告示第332号の15(収入証紙売りさばき人の名称等)の一部を次のように改正し、平成27年11 月2日から適用する。

平成27年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表中

Γ

一般社団法人 兵庫県自家用 社自家用自動車協会 自動車協会連合会

加東市社

を

一般社団法人 兵庫県自家用 自動車協会連合会

加東自家用自動車協会

加東市社

告

に改める。

公

農用地利用配分計画の修正

平成27年兵庫県告示第522号 (農用地利用配分計画の認可)で認可の公告を行った農用地利用配分計画について、以下のとおり修正した。

(「以下のとおり」は省略し、今回修正した農用地利用配分計画を兵庫県農政環境部農政企画局農業経営課、 農用地利用配分計画の対象となる土地の所在する市町を管轄する農林(水産)振興事務所に備え置いて縦覧に 供する。)

平成27年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 修正の内容

平成27年度第30号の農用地利用配分計画に記載されている農地2筆(所在地:①加古川市八幡町上西条字明神390番1、地目:畑、面積:535㎡、②加古川市八幡町上西条字明神390番2、地目:田、面積:515㎡)を削除。

2 農用地利用配分計画を修正した日

平成27年9月7日

農用地利用配分計画の修正

平成27年兵庫県告示第522号(農用地利用配分計画の認可)で認可の公告を行った農用地利用配分計画について、以下のとおり修正した。

^^^^^

(「以下のとおり」は省略し、今回修正した農用地利用配分計画を兵庫県農政環境部農政企画局農業経営課、 農用地利用配分計画の対象となる土地の所在する市町を管轄する農林(水産)振興事務所に備え置いて縦覧に 供する。)

平成27年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 修正の内容

平成27年度第30号の農用地利用配分計画に記載されている農地2筆(所在地:①加古川市八幡町宗佐字西畑1153番、地目:田、面積:645㎡、②加古川市八幡町宗佐字西畑1156番、地目:田、面積:739㎡)を削除。

2 農用地利用配分計画を修正した日

平成27年10月7日

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

^^^^^

平成27年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

南あわじ市榎列下幡多字下幡多804番1

同 市榎列下幡多字深田183番3

司 市榎列下幡多字北ノかち401番6、406番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

洲本市上物部951番地1

社会福祉法人いちえ福祉会 理事長 齋 藤 昭

3 許可年月日及び許可番号

平成27年10月13日

兵庫県指令淡路(洲土)(建)第1-2-3号(26南あわじ)

^^^^^

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。 平成27年10月30日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

兵庫県立学校教務支援システム用サーバ等一式 (賃貸借)

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

③ 契約期間

平成28年4月1日(金)から平成33年3月31日(水)まで(5年間)

(4) 納入場所

教育情報ネットワークと帯域保証型専用線で接続できるデータセンター (県内)。 バックアップは、システム本体と別の場所 (同一地域以外) に設置すること。

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

- 2 一般競争入札参加資格
 - (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
 - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
 - (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場 所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 畠山

電話 (078) 341-7711 内線4936 FAX (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付 期間

平成27年10月30日(金)から同年11月13日(金)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 入札・開札の日時及び場所

平成27年12月10日(木)午前11時 兵庫県庁西館1階小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成27年12月9日(水)午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

「兵庫県電子入札共同運営システム(以下「電子入札システム」という。)」の利用による入札(以下「電子入札」という。)及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

平成27年10月30日(金)午前9時から同年11月13日(金)午後4時まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、11月13日(金)は午後4時までとする。)

イ 入札の日時

平成27年12月3日(木)午後5時から同月10日(木)午前11時まで(県の休日を除く。)

ウ 開札日時及び場所は上記(1) ウに同じ

4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成27年11月2日(月)から同月26日(木)まで(持参の場合は、県の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)

なお、電子入札システムによる場合は、平成27年11月2日(月)から同月13日(金)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、11月13日(金)は午後4時までとする。)の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ

- ウ 提出書類
 - (7) 事前協議申込書
 - (4) 仕様を満たしていることを確認できるカタログ等
- エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

平成27年12月3日(木)午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1) ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- ③ 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。
- 5 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成27年12月8日(火)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

③ 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

- イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成27年12月28日 (月)まであること。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入 札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。 なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること(電子入札を除く。)。
- キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。 なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと (電子入札を除く。)。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者
- コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。
- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

- 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering
 - (1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

1 set of Servers for the academic affairs support system for Hyogo prefectural schools (Lease)

- (3) Lease period: April 1, 2016—March 31, 2021
- (4) Delivery location:

Data Centers (Within Hyogo Prefecture) that can be connected to the Educational

Information Network through guaranteed bandwidth.

The Backup Data Centers must be established in locations other than the main server.

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 November 13, 2015

(6) Deadline for tender:

11:00 December 10, 2015 by direct delivery and electronic bidding system 17:00 December 9, 2015 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Hatakeyama, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4936

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第60号

自由民主党兵庫県神戸市垂水区第一支部、活力あふれる揖龍をつくる会及び新原秀人後援会(誇れる神戸、 そして兵庫を創る会)から提出された平成23年分収支報告書に関し、会計責任者から訂正の届出があったので、 平成24年兵庫県選挙管理委員会告示第62号中、収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

平成27年10月30日

兵庫県選挙管理委員会

	委員長 武	田丈蔵
政治団体収支報告書の要旨(政党の支部)の自由民主党兵庫県神戸市垂水区第		
「4 支出の内訳	文目10人山地 I	
経常経費	600, 000	
人件費	600, 000	を
政治活動費	8, 948, 449	٠
寄附・交付金	8, 948, 449	
「4支出の内訳	0,010,110	
経常経費	1, 470, 205	
人件費	600, 000	
光熱水費	16, 903	
備品・消耗品費	292, 999	
事務所費	560, 303	
政治活動費	8, 078, 244	に改める。
組織活動費	2, 712, 511	
機関紙誌の発行その他の事業費	4, 052, 733	
機関紙誌の発行事業費	3, 472, 083	
宣伝事業費	580, 650	
調査研究費	1, 313, 000	
政治団体収支報告書の要旨(資金管理団体)の活力あふれる揖龍をつくる会の	-	
		を
		に、
「	2, 870, 036	•
組織活動費	628, 334	
機関紙誌の発行その他の事業費	2, 228, 542	を
宣伝事業費	88, 225	_
政治資金パーティー開催事業費	2, 140, 317	
「	4, 197, 238	
組織活動費	628, 334	
機関紙誌の発行その他の事業費	3, 555, 744	に改める。
宣伝事業費	88, 225	
政治資金パーティー開催事業費	3, 467, 519	
政治団体収支報告書の要旨(資金管理団体)の新原秀人後援会(誇れる神戸、		る会)の欄中
「 1 収入総額	19, 393, 926	
前年繰越額	2, 605, 477	
本年収入額	16, 788, 449	
2 支出総額	19, 296, 827	
3 本年収入の内訳		を
寄附	12, 888, 449	
個人分	140,000	
政治団体分	12, 748, 449	
「 1 収入総額	10, 445, 477	
前年繰越額	2, 605, 477	1-
本年収入額	7, 840, 000	に、
2 支出総額	10, 348, 378	

3 本年収入の内訳			
寄附		3, 940, 000	
個人分		140, 000	
政治団体分		3, 800, 000	1
「 4 支出の内訳		3, 000, 000	J
経常経費		7 165 204	
		7, 165, 294	
人件費		5, 666, 988	
光熱水費		33, 806	
備品・消耗品費		436, 294	
事務所費		1, 028, 206	を
政治活動費		12, 131, 533	
組織活動費		5, 176, 741	
機関紙誌の発行その他の事業費		4, 144, 979	
機関紙誌の発行事業費		3, 564, 329	
宣伝事業費		580, 650	
調査研究費		1, 313, 000	J
「 4 支出の内訳			
経常経費		6, 325, 476	
人件費		6, 308, 573	
光熱水費		16, 903	に、
政治活動費		4, 022, 902	(_,
組織活動費		2, 464, 230	
機関紙誌の発行その他の事業費		61, 859	
機関紙誌の発行事業費		61,859]
「 5 寄附の内訳			
(個人分)			
年間5万円以下のもの	140,000		
(政治団体分)			を
自由民主党兵庫県神戸市垂水区第一支部	8, 948, 449	神戸市垂水区	
兵庫県歯科医師連盟	3, 800, 000	同 市中央区	
「 5 寄附の内訳	, ,		-
(個人分)			
年間5万円以下のもの	140, 000		に改める。
(政治団体分)	,		.). , 0
兵庫県歯科医師連盟	3, 800, 000	神戸市中央区	1
六 <u>年</u>	3, 000, 000	177 177人区	J
^^^^	·/···	~~~~	
兵庫県選挙管理委員会告示第61号			
遙山会から提出された平成23年分収支報告書に関し、会	会計責任者から訂正の	の届出があったの	で、平成25年兵
庫県選挙管理委員会告示第10号中、収支報告書の要旨をと	欠のとおり訂正する 。		
平成27年10月30日			
		兵庫県選挙管理	委員会
		委員長 武	出 丈 蔵
政治団体収支報告書の要旨(資金管理団体)の遙山会の	の欄中	21,2 (7 1	
「 1 収入総額		791	
前年繰越額		791	を
2 支出総額		0	
「 1 収入総額		1, 415	7
前年繰越額		791	に改める。
本年収入額		624	(CUX V) (J ₀
平十以八识		024	

2 支出総額	0
3 本年収入の内訳	
その他の収入	624
一件10万円未満のもの	624]

兵庫県選挙管理委員会告示第62号

活力あふれる揖龍をつくる会及びきよし福祉ネットから提出された平成24年分収支報告書に関し、会計責任者から訂正の届出があったので、平成25年兵庫県選挙管理委員会告示第101号中、収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

平成27年10月30日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武 田 丈 蔵

政治団体収支報告書の要旨(資金管理団体)の活力あふれる揖龍をつくる会の欄中

「 1 収入総額	2, 178, 845	t ,
前年繰越額	2, 178, 566	を 」
「 1 収入総額	851, 643	に改める。
前年繰越額	851, 364	
政治団体収支報告書の要旨(その他の政治団体)のきよし福祉ネットの欄中		
「 1 収入総額	41,074	
前年繰越額	41,074	
2 支出総額	3, 450	
3 支出の内訳		を
経常経費	1,050	C
備品・消耗品費	1,050	
政治活動費	2, 400	
調査研究費	2, 400	J
「 1 収入総額	141, 074	
前年繰越額	41,074	
本年収入額	100,000	
2 支出総額	3, 450	
3 本年収入の内訳		
寄附	100,000	
個人分	100,000	
4 支出の内訳		に改める。
経常経費	1,050	
備品・消耗品費	1,050	
政治活動費	2, 400	
調査研究費	2, 400	
5 寄附の内訳		
(個人分)		
廣 辻 逸 郎 100,000 宝	塚市]

兵庫県選挙管理委員会告示第63号

自由民主党北淡支部及び遙山会から提出された平成24年分収支報告書に関し、会計責任者から訂正の届出が あったので、平成26年兵庫県選挙管理委員会告示第11号中、収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

^^^^^^

平成27年10月30日

兵庫県選挙管理委員会

	委員長 武 田 丈 蔵
政治団体収支報告書の要旨(政党の支部)の自由民主党北淡支部の欄中	
「 1 収入総額	477, 183
前年繰越額	477, 183 を
2 支出総額	0 \
「 1 収入総額	477, 260
前年繰越額	477, 183
本年収入額	77
2 支出総額	0 に改める。
3 本年収入の内訳	
その他の収入	77
一件10万円未満のもの	77 」
政治団体収支報告書の要旨(資金管理団体)の遙山会の欄中	
「 1 収入総額	791 を
前年繰越額	791 J
「 1 収入総額	1,415 に改める。
前年繰越額	1,415 」

兵庫県選挙管理委員会告示第64号

自由民主党兵庫県米穀支部、自由民主党北淡支部、活力あふれる揖龍をつくる会、水田裕一郎後援会、上田良介後援会、きよし福祉ネット、神戸製鋼所労働組合神戸支部政治活動委員会、日本行政書士政治連盟兵庫県支部(略称、兵庫県行政書士政治連盟)及び兵庫県私立病院政治連盟から提出された平成25年分収支報告書に関し、会計責任者から訂正の届出があったので、平成26年兵庫県選挙管理委員会告示第69号中、収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

^^^^^

平成27年10月30日

兵庫県選挙管理委員会

	庫県選挙管埋委員会	
	委員長 武 田 丈 蔵	
政治団体収支報告書の要旨(政党の支部)の自由民主党兵庫県米穀支部の欄中		
「 2 支出総額	16,000 」を	
「 2 支出総額	20,000 」 に、	
「 4 支出の内訳		
経常経費	16,000 を	
備品・消耗品費	16,000]	
「 4 支出の内訳		
経常経費	20,000 に改める。	
備品・消耗品費	20,000]	
政治団体収支報告書の要旨(政党の支部)の自由民主党北淡支部の欄中		
「 1 収入総額	477, 183	
前年繰越額	477, 183 を	
2 支出総額	0]	
「 1 収入総額	477, 336	
前年繰越額	477, 260	
本年収入額	76	
2 支出総額	0 に改める。	
3 本年収入の内訳		
その他の収入	76	
一件10万円未満のもの	76 」	
政治団体収支報告書の要旨(資金管理団体)の活力あふれる揖龍をつくる会の構	欄中	
「 1 収入総額	1,579,082 を	

前年繰越額	1, 578, 845		
本年収入額	237		
「 1 収入総額	1,651,880		
前年繰越額	251, 643		に、
本年収入額	1, 400, 237		
「 3 本年収入の内訳			を
「 3 本年収入の内訳			
借入金	1, 400, 000		1-76127
栗原一	800,000		に改める。
栗原裕子	600,000		
政治団体収支報告書の要旨(資金管理団体)の水田裕一郎後援会の欄中			
「 2 支出総額	3, 774, 119		を
「 2 支出総額	3, 675, 719	J	に、
「 政治活動費	3, 393, 917		
組織活動費	3, 000, 917		
機関紙誌の発行その他の事業費	363, 500		を
宣伝事業費		J	
「政治活動費	3, 295, 517	_	
組織活動費	3, 000, 917		
機関紙誌の発行その他の事業費	265, 100		に改める。
宣伝事業費		ı	
政治団体収支報告書の要旨(その他の政治団体)の上田良介後援会の欄中	200, 100	_	
「 1 収入総額	481, 290		
前年繰越額	1, 290		を
本年収入額		J	
「 1 収入総額	481, 326		
前年繰越額	1, 290		に、
本年収入額		J	(-,
「3 本年収入の内訳	100, 000	٦	
寄附	480, 000		を
個人分	480, 000	ı	2
「 3 本年収入の内訳	100, 000	٦	
寄附	480, 000		
個人分	480, 000		に改める。
その他の収入	36		(CD(0).00
一件10万円未満のもの	0.0	ı	
政治団体収支報告書の要旨(その他の政治団体)のきよし福祉ネットの欄中	30		
以行団体収入報告書の委員(その他の政行団体)のさまし個性不少下の欄中「 1 収入総額	37, 624		
前年繰越額	0.7.004	ı	を
「 1 収入総額	137, 624	J	
前年繰越額	137, 624	ı	に改める。
助 中		」 : 昌 ~	今の欄中
以行団体収入報告書の委員(その他の政行団体)の仲戸穀劃がカ側組合仲戸 「 1 収入総額	又部政石石劃安 1, 058, 201	只.	ムツ州州丁
前年繰越額	1, 058, 201		を
本年収入額	302	ı	٣.
		Т	
	1,058,109		1.7
前年繰越額	1, 057, 899		に、
本年収入額	210		
「 3 本年収入の内訳	900		を
その他の収入	302		

7//001 10/100 P	3,7 2,111 .5
一件10万円未満のもの	302 」
「 3 本年収入の内訳	
その他の収入	210 に改める。
一件10万円未満のもの	210 」
政治団体収支報告書の要旨(その他の政治団体)の日本行政書士政治連盟兵	=
士政治連盟)の欄中	
「 1 収入総額	6, 265, 538
前年繰越額	1, 295, 098 を
本年収入額	4, 970, 440
「 1 収入総額	6, 220, 538
前年繰越額	1, 295, 098 VZ,
本年収入額	4, 925, 440
「3本年収入の内訳	2,,
個人の党費・会費 (894人)	を 4,470,000 」
「3 本年収入の内訳	
個人の党費・会費 (885人)	に改める。 4,425,000 」
政治団体収支報告書の要旨(その他の政治団体)の兵庫県私立病院政治連盟	
	38, 102
前年繰越額	13,098 を
本年収入額	25, 004
「 1 収入総額	38, 100
前年繰越額	13,098 に、
本年収入額	25, 002
「3本年収入の内訳	, <u>-</u>
個人の党費・会費(5人)	25,000
その他の収入	-5, *** を 4
一件10万円未満のもの	4 \rfloor
「 3 本年収入の内訳	
個人の党費・会費(5人)	25, 000
その他の収入	こ。,。。。 に改める。 2
一件10万円未満のもの	2 」
^~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	~~~~
兵庫県選挙管理委員会告示第65号	
政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第12条第1項の規定により政治団体	
支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により次のとおり公表す	たる。
平成27年10月30日	
	兵庫県選挙管理委員会
	委員長 武 田 丈 蔵
収支報告書の要旨(資金管理団体(国会議員関係政治団体	
にはカフナム 公 極 ム	(単位 円)
長崎ひろちか後援会	
資金管理団体の届出をした者の氏名	長崎寛親
資金管理団体の届出に係る公職の種類	尼崎市議会議員
報告年月日 27. 04. 06	
1 収入総額	2, 875
前年繰越額	2, 875
2 支出総額	0

兵庫県選挙管理委員会告示第66号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により政治団体から提出された平成20年分の収 支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成27年10月30日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武 田 丈 蔵

収支報告書の要旨(資金管理団体(国会議員関係政治団体を除く。))

(単位 円)

長崎ひろちか後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 長崎寛親 資金管理団体の届出に係る公職の種類 尼崎市議会議員

報告年月日 27.04.06

1 収入総額 2,875 前年繰越額 2,875 2 支出総額 0

^^^^^^^^^^^^

兵庫県選挙管理委員会告示第67号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により政治団体から提出された平成23年分の収 支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成27年10月30日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武 田 丈 蔵

収支報告書の要旨(資金管理団体(国会議員関係政治団体を除く。))

(単位 円)

辰巳浩司後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 辰 巳 浩 司 資金管理団体の届出に係る公職の種類 明石市議会議員

報告年月日 26.11.10

1 収入総額 254, 321 前年繰越額 34, 338 本年収入額 219, 983 2 支出総額 254, 321

3 本年収入の内訳

寄附 219, 983 219, 983 個人分

4 支出の内訳

経常経費 27,099 備品·消耗品費 27,099 政治活動費 227, 222 9,700 組織活動費 機関紙誌の発行その他の事業費 217, 522

宣伝事業費

217, 522

5 寄附の内訳 〔個人分〕

> 辰 巳 浩 司 219,983 明石市

水田たつおき後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 水田作興 資金管理団体の届出に係る公職の種類 姫路市議会議員 報告年月日 26.09.29

1 収入総額 0

2 支出総額 0

兵庫県選挙管理委員会告示第68号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により政治団体から提出された平成24年分の収支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成27年10月30日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武 田 丈 蔵

収支報告書の要旨(資金管理団体(国会議員関係政治団体を除く。))

(単位 円)

辰巳浩司後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名原 巳 浩 司資金管理団体の届出に係る公職の種類明石市議会議員

報告年月日 26.11.10

1 収入総額 0

2 支出総額 0

水田たつおき後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名水 田 作 興資金管理団体の届出に係る公職の種類姫路市議会議員

報告年月日 26.09.29

1 収入総額 0

2 支出総額 0

山本けいこサポートクラブ

資金管理団体の届出をした者の氏名 酒 井 敬 子 資金管理団体の届出に係る公職の種類 宝塚市議会議員

報告年月日 27.06.02

1 収入総額11,010前年繰越額11,010

2 支出総額 0

収支報告書の要旨(その他の政治団体)

(単位 円)

田中ひでのり後援会

報告年月日 27.07.01

1 収入総額 0

2 支出総額 0

永井まちこ後援会

報告年月日 26.10.31

 1 収入総額
 210

 前年繰越額
 210

2 支出総額 0

兵庫県選挙管理委員会告示第69号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により政治団体から提出された平成25年分の収支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成27年10月30日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武 田 丈 蔵

収支報告書の要旨(国会議員関係政治団体(政党の支部を除く。))

(単位 円)

下村英里子後援会

国会議員関係政治団体の区分 法第19条の7第1項第1号

及び第2号

公職の候補者の氏名
下村英里子

公職の候補者に係る公職の種類 参議院議員 資金管理団体の届出をした者の氏名 下 村 英里子 資金管理団体の届出に係る公職の種類 参議院議員

報告年月日 26.09.03

1 収入総額 0

2 支出総額 0

西村康稔を囲む公認会計士の会

国会議員関係政治団体の区分 法第19条の7第1項第2号

公職の候補者の氏名 西村康 稔 公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員

報告年月日 27.05.28

1 収入総額 0

2 支出総額 0

収支報告書の要旨(資金管理団体(国会議員関係政治団体を除く。))

(単位 円)

いが央(ひろし)ネットワーククラブ略称(後援会)

資金管理団体の届出をした者の氏名伊賀 央資金管理団体の届出に係る公職の種類豊岡市議会議員

報告年月日 27.03.31

1 収入総額 0

2 支出総額 0

一輪会

資金管理団体の届出をした者の氏名 家代岡 桂 子 資金管理団体の届出に係る公職の種類 三田市議会議員

報告年月日 27.03.04

1 収入総額 300,000

前年繰越額 300,000

2 支出総額 0

川上八郎をはげます会

資金管理団体の届出をした者の氏名川 上 八 郎資金管理団体の届出に係る公職の種類伊丹市議会議員

報告年月日 26.11.14

1 収入総額 0

2 支出総額 0

 菊川龍之介後援会		
資金管理団体の届出をした者の氏名	菊 川 龍之介	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	神戸市議会議員	
報告年月日 26. 10. 03		
1 収入総額		40,000
前年繰越額		40,000
2 支出総額		0
北芝政文後援会		
資金管理団体の届出をした者の氏名	北芝政文	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	三木市議会議員	
報告年月日 27. 01. 27		
1 収入総額		0
2 支出総額		0
 クローバークラブ		
うロー・・・	村上道代	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	伊丹市議会議員	
報告年月日 26.09.22	0.71110概五概员	
1 収入総額		97, 967
前年繰越額		97, 967
2 支出総額		0
		· ·
神戸市民生活研究会		
資金管理団体の届出をした者の氏名	北 山 順 一	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	神戸市議会議員	
報告年月日 27. 03. 20		
1 収入総額		10, 620, 804
前年繰越額		10, 620, 804
2 支出総額		0
辰巳浩司後援会 次へ然神界はの民川なりな老の氏々		
資金管理団体の届出をした者の氏名	辰 巳 浩 司	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	明石市議会議員	
報告年月日 26.11.10		0
1 収入総額		0
2 支出総額		0
 寺坂よしかずサポーターズクラブ		
資金管理団体の届出をした者の氏名	寺 坂 美 一	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	尼崎市議会議員	
報告年月日 27. 3. 31		
1 収入総額		1, 276, 783
前年繰越額		16, 783
本年収入額		1, 260, 000
2 支出総額		1, 276, 226
2 久田		1, 210, 220
寄附		1, 260, 000
個人分		1, 260, 000
" · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		_, , , , , , , ,

	A +K
4 支出の内訳	
経常経費	189, 69
光熱水費	7, 01
備品・消耗品費	74, 92
事務所費	107, 75
政治活動費	1, 086, 53
組織活動費	267, 53
機関紙誌の発行その他の事業費	750, 00
機関紙誌の発行事業費	750, 00
調査研究費	69, 00
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
寺 坂 美 一	1, 260, 000 尼崎市
長岡壮壽後援会	
資金管理団体の届出をした者の氏名	長岡壮壽
資金管理団体の届出に係る公職の種類	兵庫県議会議員
報告年月日 26. 12. 26	六件小贼厶贼兵
1 収入総額	1, 871, 17
前年繰越額	1, 771, 17
本年収入額	100,00
2 支出総額	396, 00
2 文山松照 3 本年収入の内訳	350, 00
寄附	100, 00
個人分	100, 00
4 支出の内訳	100,00
経常経費	396, 00
人件費	360, 00
光熱水費	12, 00
備品・消耗品費	12, 00
事務所費	12,00
事務が負 5 寄附の内訳	12,00
[個人分]	
「個八刀」 年間5万円以下のもの	100,000
年间3万円以下のもの	100, 000
長瀬猛後援会	
資金管理団体の届出をした者の氏名	長瀬猛
資金管理団体の届出に係る公職の種類	神戸市議会議員
報告年月日 27. 03. 30	
1 収入総額	1, 860, 00
本年収入額	1, 860, 00
2 支出総額	1, 841, 62
3 本年収入の内訳	
寄附	1, 860, 00
個人分	1, 810, 00
政治団体分	50, 00
4 支出の内訳	
経常経費	1, 437, 83
人件費	1, 000, 00
光熱水費	23,74

備品・消耗品費		45, 112
事務所費		368, 974
政治活動費		403, 796
組織活動費		358, 796
調査研究費		45,000
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
長瀬猛	1,800,000 神戸市東灘区	
年間5万円以下のもの	10, 000	
〔政治団体分〕		
年間5万円以下のもの	50, 000	
難井義弘後援会		
資金管理団体の届出をした者の氏名	灘 井 義 弘	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	芦屋市議会議員	
報告年月日 26.09.09		
1 収入総額		0
2 支出総額		0
西本忠司後援会		
資金管理団体の届出をした者の氏名	西 本 忠 司	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	神戸市議会議員	
報告年月日 27.01.08		
1 収入総額		21,635
前年繰越額		21,635
2 支出総額		0
ふじもと俊後援会		
資金管理団体の届出をした者の氏名	藤本俊	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	兵庫県議会議員	
报告年月日 26.09.01		
1 収入総額		5, 447
前年繰越額		5, 447
2 支出総額		604
3 支出の内訳		
政治活動費		604
その他の経費		604
水田たつおき後援会		
資金管理団体の届出をした者の氏名	水田作興	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	姫路市議会議員	
報告年月日 26.09.29		
1 収入総額		0
2 支出総額		0
山本けいこサポートクラブ		
資金管理団体の届出をした者の氏名	酒 井 敬 子	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	宝塚市議会議員	
報告年月日 27.06.02		
1 収入総額		11,010

	21.
前年繰越額	11,010
2 支出総額	0
 遙山会	
資金管理団体の届出をした者の氏名	池畑浩太朗
資金管理団体の届出に係る公職の種類	兵庫県議会議員
報告年月日 27.03.30	六
	1 415
1 収入総額	1, 415
前年繰越額	1, 415
2 支出総額	0
収支報告書の要旨	(その他の政治団体)
WATRIEVAL	(単位 円)
秋田修一後援会	
報告年月日 26. 10. 06	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
	·
池田義孝後援会	
報告年月日 26.09.05	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
池田よしひろ後援会	
報告年月日 27.03.18	
1 収入総額	109, 935
本年収入額	109, 935
2 支出総額	109, 935
3 本年収入の内訳	,
寄附	109, 935
個人分	109, 935
	109, 955
4 支出の内訳	
政治活動費	109, 935
機関紙誌の発行その他の事業費	109, 935
機関紙誌の発行事業費	109, 935
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
池 田 宜 広	109,935 美方郡新温泉町
(A) 本 /- 後 恒 A	
伊藤仁後援会	
報告年月日 27. 03. 30	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
 猪名川の明日を創る会	
報告年月日 26. 10. 21	
	0
2 支出総額	0
 猪名川ふれあい21の会	
報告年月日 27.03.31	
+以口十刀 日 41. Vo. 01	

1 収入総額	0
2 支出総額	0
いなむら和美とわいわいネット	
報告年月日 27.03.31	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
うえち英一後援会	
報告年月日 27. 05. 21	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
 梅谷光太郎後援会	
報告年月日 26. 09. 01	
1 収入総額	71, 353
前年繰越額	71, 353
2 支出総額	0
3 資産等の内訳	
〔貸付金〕	
梅谷光太郎	5, 800, 000
 大路ひさし後援会	
報告年月日 27. 03. 10	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
太田一誠後援会	
報告年月日 26.09.01	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
岡本修平と市川町を拓く会	
報告年月日 26. 12. 26	0
1 収入総額 2 支出総額	0
2 火 山心识	Ü
奥田としのりを支援する会	
報告年月日 27.01.13	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
加藤光博後援会	
報告年月日 27.01.05	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
 河崎源後援会	
報告年月日 26. 11. 13	
1 収入総額	9, 965
前年繰越額	9, 965
	<u> </u>

1794=1 2394 241 24 24 24 24 24 24	, 11x	•
2 支出総額		0
川西維新の会		
報告年月日 26. 09. 02		
1 収入総額		0
2 支出総額		0
2 人口心识		V
 岸野弘後援会		
報告年月日 26.09.22		
1 収入総額		0
2 支出総額		0
岸本正人後援会		
報告年月日 27.03.31		
1 収入総額		0
2 支出総額		0
木谷万里後援会		
報告年月日 26.09.17		
1 収入総額		26, 350
本年収入額		26, 350
2 支出総額		26, 350
3 本年収入の内訳		
寄附		26, 350
個人分		26, 350
4 支出の内訳		
政治活動費		26, 350
組織活動費		20, 380
機関紙誌の発行その他の事業費		5, 970
機関紙誌の発行事業費		5, 970
5 寄附の内訳 (加・4)		
[個人分]	06.050	
年間5万円以下のもの	26, 350	
北村たけし後援会		
報告年月日 26.09.02		
1 収入総額		10,000
本年収入額		10, 000
2 支出総額		4, 000
3 本年収入の内訳		4, 000
寄附		10,000
個人分		10,000
4 支出の内訳		10,000
政治活動費		4, 000
機関紙誌の発行その他の事業費		4, 000
機関紙誌の発行事業費		4, 000
5 寄附の内訳		2, 000
〔個人分〕		
年間5万円以下のもの	10, 000	
	·	
栗本一水後援会		

報告年月日 26. 09. 11	
1 収入総額	107, 222
前年繰越額	107, 222
2 支出総額	0
小林俊之後援会	
報告年月日 26. 10. 01	
1 収入総額	141, 330
本年収入額	141, 330
2 支出総額	141, 330
3 本年収入の内訳	
寄附	141, 330
個人分	141, 330
4 支出の内訳	
政治活動費	141, 330
組織活動費	141, 330
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
小 林 俊 之	141,330 美方郡新温泉町
酒井一と市民の力	
報告年月日 26.09.25	
1 収入総額	1, 448, 333
前年繰越額	140, 333
本年収入額	1, 308, 000
2 支出総額	1, 258, 027
3 本年収入の内訳	
寄附	1, 262, 000
個人分	1, 262, 000
機関紙誌の発行その他の事業による収入	46,000
酒井一を励ます会	46, 000
4 支出の内訳	222 242
経常経費	323, 242
光熱水費	30,000
備品・消耗品費	140, 195
事務所費	153, 047
政治活動費	934, 785
選挙関係費	613, 000
機関紙誌の発行その他の事業費 その他の事業費	71, 785
	71, 785
寄附・交付金5 寄附の内訳	250, 000
5 寄附の内訳	
酒 井 一	250,000 尼崎市
安田初美	100,000 同 市
女 n 初 妄	100,000 同 市
年間5万円以下のもの	100,000 F] 11 812,000
十回りカロめ上のもの	012,000
 笹田守後援会	
報告年月日 27.01.06	
+以口十万日 21.01.00	

1 収入総額	10,620
前年繰越額	10,620
2 支出総額	0
首藤まさひろ後援会	
報告年月日 26.09.16	
1 収入総額	157, 291
前年繰越額	157, 291
2 支出総額	0
大日本國勇社	
報告年月日 26.09.19	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
 高橋邦夫後援会	
報告年月日 27.03.26	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
田中ひでのり後援会	
報告年月日 27.07.01	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
田中まさたけサポート倶楽部	
報告年月日 27.03.30	
1 収入総額	944, 386
前年繰越額	64, 384
本年収入額	880, 002
2 支出総額	934, 743
3 本年収入の内訳	000.000
寄附	880, 000
個人分	880, 000
その他の収入 一件10万円未満のもの	2 2
4 支出の内訳	2
経常経費	771, 860
人件費	178, 076
光熱水費	102, 644
備品・消耗品費	83, 535
事務所費	407, 605
政治活動費	162, 883
組織活動費	154, 150
調査研究費	8, 733
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
田中正剛	700,000 西宮市
年間5万円以下のもの	180, 000
1	
知縁ネットワーク西宮	

報告年月日 27. 03. 16	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
つかはら照一後援会	
報告年月日 26. 09. 16	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
	Ü
永井まちこ後援会	
報告年月日 26. 10. 31	
1 収入総額	210
前年繰越額	210
2 支出総額	0
なかそちづ子をはげます会	
報告年月日 26. 09. 04	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
21世紀の揖保川町を考える会	
報告年月日 27.03.27	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
西脇ひでたか後援会	
報告年月日 26.09.29	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
口本业产品加京主人送吕人识什 7.7. % 授人	
日本共産党神戸市会議員金沢はるみ後援会 報告年月日 27.03.27	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
2 火山松饒	Ü
日本共産党辻誠一後援会	
報告年月日 27. 03. 13	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
	v
 練木恵子後援会	
報告年月日 26. 09. 16	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
	·
兵庫県歯科医師連盟灘支部	
報告年月日 27. 03. 26	
1 収入総額	1, 122, 770
前年繰越額	829, 770
本年収入額	293, 000
2 支出総額	617, 580
1	

3 本年収入の内訳	
個人の党費・会費(86人)	129, 000
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	164, 000
兵庫県歯科医師連盟	164, 000
4 支出の内訳	
政治活動費	617, 580
寄附・交付金	617, 580
兵庫若手議員の会	
報告年月日 27.01.08	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
┃ ┃ 福永しげかず励ます会	
報告年月日 27.03.16	
1 収入総額	1, 485
前年繰越額	1, 485
2 支出総額	0
	v
藤原あきら後援会	
報告年月日 27. 03. 30	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
ふるさと豊岡に元気と夢をすすめる推進委員会	
報告年月日 26.09.01	
1 収入総額	46, 607
前年繰越額	46, 607
2 支出総額	0
本莊賀寿美後援会	
報告年月日 26. 10. 31	
1 収入総額	116, 378
前年繰越額	116, 378
2 支出総額	0
まとば信幸後援会	
報告年月日 26.09.04	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
 丸岡てつや後援会	
報告年月日 26. 12. 17	
1 収入総額	3, 465, 808
前年繰越額	60, 808
本年収入額	3, 405, 000
2 支出総額	3, 294, 000
3 本年収入の内訳	-,, , , ,
個人の党費・会費(439人)	3, 255, 000
寄附	150, 000
個人分	150, 000
	·

4 支出の内訳		
政治活動費		3, 294, 000
組織活動費		3, 294, 000
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
年間5万円以下のもの	150, 000	
丸山武彦後援会		
報告年月日 27.03.27		
1 収入総額		0
2 支出総額		0
宮東とよかず後援会		
報告年月日 26. 10. 21		
1 収入総額		0
2 支出総額		0
村上正明後援会		
報告年月日 27.01.13		
1 収入総額		231, 998
前年繰越額		1, 998
本年収入額		230, 000
2 支出総額		83, 512
3 本年収入の内訳		
個人の党費・会費(460人)		230, 000
4 支出の内訳		
経常経費		83, 512
事務所費		83, 512

本林むねおき後援会		
報告年月日 27. 03. 25		0
1 収入総額		0
2 支出総額		0
森本富夫後援会		
報告年月日 27.01.30		
1 収入総額		198, 587
前年繰越額		198, 587
2 支出総額		0
2 人口心识		V
八木米太朗後援会		
報告年月日 26.09.02		
1 収入総額		46, 294
前年繰越額		16, 294
本年収入額		30,000
2 支出総額		34, 243
3 本年収入の内訳		, -
寄附		30,000
個人分		30,000
4 支出の内訳		20,000
経常経費		24, 003
114 (114 (114 A) CX		21,000

備品・消耗品費			;	3, 619
事務所費			20	0, 384
政治活動費			10	0, 240
組織活動費			10	0, 240
5 寄附の内訳				
[個人分]				
年間5万円以下のもの 30,	000			
山本雅之を支援する会				
報告年月日 27. 03. 12				
1 収入総額				0
2 支出総額				0
山本よしき後援会				
報告年月日 26.09.03				
1 収入総額				0
2 支出総額				0
吉田ひでお後援会				
報告年月日 27.03.30				
1 収入総額				0
2 支出総額				0
リバイバルKOBE				
報告年月日 27. 03. 30				
1 収入総額				0
2 支出総額				0
^~~~~	^^^^			
上 兵庫県選挙管理委員会告示第70号				
政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第17条第1項の規定により政治団	本から解散に係	系る収	支に関っ	ける報
告書の提出があったので、同法第20条第1項の規定によりその要旨を次のと			, , , , ,	
平成27年10月30日				
	兵庫県選挙管			
収支報告書の要旨(政党の支部)	委員長	武	田丈	蔵
収入報言書の委員(収兑の文部)			(単位	円)
平成26年解散分				
自由民主党揖保郡支部				
報告年月日26.05.28(26.05.27解散)				
1 収入総額				8, 401
前年繰越額				5, 385
本年収入額				3, 016
2 支出総額			16	8, 401
3 本年収入の内訳 (75.1)			0	0.000
個人の党費・会費(65人)			6	3,000
その他の収入				16
一件10万円未満のもの 4 支出の内訳				16
政治活動費			16	8, 401
* <u>八口口切</u> 具			10	o, 1 01

1771 77 1 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1	
組織活動費	144, 545
調査研究費	23, 856
自由民主党香寺町支部	
報告年月日26.04.01(26.03.31解散)	
1 収入総額	151, 615
前年繰越額	111, 403
本年収入額	40, 212
2 支出総額	12, 000
3 本年収入の内訳	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	40, 200
自由民主党兵庫県支部連合会	40, 200
その他の収入	12
一件10万円未満のもの	12
4 支出の内訳	
政治活動費	12, 000
組織活動費	12, 000
自由民主党兵庫県揖保郡第一支部 報告年月日26.05.28(26.05.27解散)	
和	0
2 支出総額	0
2 义山秘俄	Ü
自由民主党兵庫県龍野市第一支部	
報告年月日26.07.28(26.07.28解散)	
1 収入総額	1, 534, 497
前年繰越額	1, 534, 427
本年収入額	70
2 支出総額	1, 534, 497
3 本年収入の内訳	
その他の収入	70
一件10万円未満のもの	70
4 支出の内訳	
政治活動費	1, 534, 497
寄附・交付金	1, 534, 497
太陽の党神戸市垂水区支部	
報告年月日26.08.01(26.07.31解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
十四の光を序目等。主如	
太陽の党兵庫県第一支部 規集年月日26 10 01 (26 00 21 解歴)	
報告年月日26. 10. 01 (26. 09. 21解散)	151 494
1 収入総額 前年繰越額	151, 434 151, 434
1 1 1 1 2 1 2 1 2 2 1 2 2 2 1 2 2 2 2 2	151, 434 151, 434
2 ×山総領 3 支出の内訳 3 支出の内訳 3	101, 404
政治活動費	151, 434
寄附・交付金	151, 434
HITH ALL	101, 101
日本維新の会神戸市垂水区第 1 支部	

報告年月日26.07.25(26.07.20解散)		
1 収入総額		1, 513, 671
前年繰越額		13, 670
本年収入額		1,500,001
2 支出総額		1, 513, 671
3 本年収入の内訳		
寄附		1,500,000
個人分		1, 500, 000
その他の収入		1
一件10万円未満のもの		1
4 支出の内訳		
政治活動費		1, 513, 671
寄附・交付金		1,500,000
その他の経費		13, 671
5 寄附の内訳		10, 0.1
[個人分]		
白國高弘	1,500,000 神戸市垂水区	
	1,000,000 中分 市	
日本維新の会神戸市長田区支部		
報告年月日26.08.07(26.07.31解散)		
1 収入総額		5, 618, 078
前年繰越額		1, 175, 348
本年収入額		4, 442, 730
2 支出総額		4, 399, 129
3 本年収入の内訳		1, 000, 120
寄附		4, 442, 675
個人分		2, 240, 000
団体分		1,800,000
政治団体分		402, 675
その他の収入		55
一件10万円未満のもの		55
4 支出の内訳		00
経常経費		4, 161, 835
人件費		1, 429, 939
光熱水費		291, 751
事務所費		2, 440, 145
政治活動費		237, 294
組織活動費		123, 894
機関紙誌の発行その他の事業費		113, 400
宣伝事業費		113, 400
5 寄附の内訳		113, 400
[個人分] 北 山 順 一	2,000,000 神戸市長田区	
年間5万円以下のもの「団体公」	240, 000	
〔団体分〕	950 000 神戸士兵唐区	
第一観光(株) (株) 関西観光	250,000 神戸市兵庫区 250,000 同 市同 区	
(株)		
(学)有野台幼稚園 〔政治団体分〕	300,000 同 市北区	
(政10四件刀)		

2,015,249

神戸大好きあすのKOBEを創る会 402,675 神戸市長田区 日本維新の会参議院兵庫県選挙区第1支部 法第19条の7第1項第1号 国会議員関係政治団体の区分 公職の候補者の氏名 清水貴之 公職の候補者に係る公職の種類 参議院議員 報告年月日26.08.15(26.07.31解散) 1 収入総額 11,822,982 前年繰越額 5, 400, 343 本年収入額 6, 422, 639 2 支出総額 2, 756, 713 3 本年収入の内訳 借入金 422, 435 清水貴之 422, 435 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 6,000,000 日本維新の会本部 6,000,000 その他の収入 204 一件10万円未満のもの 204 4 支出の内訳 経常経費 1, 424, 349 人件費 40,840 光熱水費 59,034 備品·消耗品費 287, 167 事務所費 1,037,308 政治活動費 1, 332, 364 組織活動費 1, 247, 415 機関紙誌の発行その他の事業費 42,962 官伝事業費 42,962 調查研究費 41,987 日本維新の会衆議院兵庫県第5選挙区支部 国会議員関係政治団体の区分 法第19条の7第1項第1号 三木圭恵 公職の候補者の氏名 衆議院議員 公職の候補者に係る公職の種類 報告年月日26.08.20(26.07.31解散) 1 収入総額 7, 129, 895 前年繰越額 1, 129, 895 6,000,000 本年収入額 2 支出総額 7, 129, 895 3 本年収入の内訳 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 6,000,000 日本維新の会本部 6,000,000 4 支出の内訳 経常経費 4,850,156 人件費 1, 980, 525 光熱水費 435, 142 備品·消耗品費 372,667 事務所費 2,061,822 政治活動費 2, 279, 739

組織活動費

機関紙誌の発行その他の事業費	151, 298
機関紙誌の発行事業費	45, 150
宣伝事業費	106, 148
調査研究費	113, 192
日本維新の会衆議院兵庫県第3選挙区支部	
国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号
公職の候補者の氏名	新 原 秀 人
公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員
報告年月日26.08.11(26.07.31解散)	
1 収入総額	6, 011, 681
前年繰越額	504
本年収入額	6, 011, 177
2 支出総額	6, 011, 681
3 本年収入の内訳	
寄附	11, 177
個人分	11, 177
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	6, 000, 000
日本維新の会本部	6, 000, 000
4 支出の内訳	
経常経費	5, 614, 970
人件費	3, 875, 228
光熱水費	47, 617
備品・消耗品費	171, 460
事務所費	1, 520, 665
政治活動費	396, 711
組織活動費	370, 711
機関紙誌の発行その他の事業費	10,000
宣伝事業費	10,000
調査研究費	16,000
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
年間5万円以下のもの	11, 177
日本維新の会衆議院兵庫県第6選挙区支部	
国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号
公職の候補者の氏名	杉田水脈
公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員
報告年月日26.08.11(26.07.31解散)	
1 収入総額	18, 795, 039
前年繰越額	3, 254, 131
本年収入額	15, 540, 908
2 支出総額	10, 437, 224
3 本年収入の内訳	
寄附	591, 086
個人分	591, 086
借入金	8, 915, 322
杉 田 水 脈	8, 915, 322
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	6, 000, 000
日本維新の会本部	6, 000, 000

マの他の収入 34,500 一件10万円末満のもの 31,500 4 支出の内容 31,500 4 支出の内容 31,500 4 支出の内容 31,500 2	—————————————————————————————————————	y) 2111 /J
経常経費 6,850,605 人件費 3,047,917 光熱水喪 182,336 備品・溶耗品費 1,056,212 中務所費 2,564,140 政治活動費 3,586,619 組織活動費 1,444,422 機関紙誌の発行事業費 1,539,770 機関解誌か発行す業費 24,000 宣伝事業費 1,401,398 その他の事業費 1,401,398 その他の事業費 1,401,398 その他の事業費 1,2,500 その他の経費 12,000 その他の経費 12,000 を廃 基 新 119,224 宝駅市 大川 常 2 59,940 同 市 中間5万円以下のもの 411,922 6 資産等の内容 (借入金) 杉田 水 脈 18,705,500 日本種新の会長庫県総支部 報告年月日26.08,12(26,07,31解散) 1 収入経順 3,276,139 本年収入都 7,170,680 2 支出経網 3,276,139 本年収入の内記 吉附 50,000 個人分 50,000 個人分 50,000 の組入分 6,988,000 日本種前の会本部 6,988,000 日本種前の会本部 6,988,000 その他の収入 122,680 及党カード取り額 13,2680 4 支出の内訳 経常経費 4,620,650 人件費 1,671,390 光熱水費 50,064 催品・評耗品費 4,020,650 人件費 1,671,390 光熱水費 50,064 確品・評耗品費 4,020,650 人件費 7,637費 光熱水費 50,064 確品・許耗品費 4,020,650 人件費 7,637費 米熱水費 50,064	その他の収入	34, 500
	一件10万円未満のもの	34, 500
人件費 3,047,917 光熱水費 182,336 備品・清耗品費 1,056,212 事務所費 2,564,140 政治活動費 1,444,422 機関紙診の発行半要費 24,000 宣伝平業費 1,401,398 その他の事業費 114,372 調査研究費 72,749 寄附・交付金 12,000 その他の経費 517,678 ち 寄附の内訳 10人分 佐 藤 基 俗 119,224 宝塚市 大 川 希 之 59,940 同市 中間 5 万円以下のもの 411,922 6 資産学の内限 (借入金) 6 世 水 脈 18,705,500 日本権新の会兵庫県総支部 10,446,819 前年機軽額 3,276,139 本年収入範囲 10,446,819 前年機軽額 3,276,139 本年収入範囲 1,7170,680 3 本年収入の内限 50,000 個人分 50,000 本部又は支部から供きれた交付金に係る収入 6,988,000 日本権跡の会会部 6,988,000 日本権跡の会会部 6,988,000 日本権跡の会会部 6,988,000 日本権跡の会会部 10,26,80 本 文出の内別 122,680 大外費 1,671,3	4 支出の内訳	
	経常経費	6, 850, 605
### 1, 056, 212 事務所費 2, 564, 140 政治活動費 3, 588, 619 組織活動費 1, 444, 422 機関紙誌の発行その他の事業費 1, 539, 770 機関紙誌の発行手業費 24, 000 宣伝・業費 1, 101, 398 その他の事業費 114, 372 調査研究費 72, 749 寄附・交付金 12, 000 その他の秘費 517, 678	人件費	3, 047, 917
事務所費	光熱水費	182, 336
事務所費	備品・消耗品費	1, 056, 212
組織活動費 1, 444, 422 機関紙誌の発行その他の事業費 1, 539, 770 機関紙誌の発行事業費 24,000 宜伝事業費 1, 401, 398 その他の事業費 114, 372 調査研究費 72, 749 寄所・交付金 12,000 その他の経費 12,000 その他の経費 5		
組織活動費 1, 444, 422 機関紙誌の発行その他の事業費 1, 539, 770 機関紙誌の発行事業費 24,000 宜伝事業費 1, 401, 398 その他の事業費 114, 372 調査研究費 72, 749 寄所・交付金 12,000 その他の経費 12,000 その他の経費 5	政治活動費	3, 586, 619
機関紙誌の発行その他の事業費 1,539,770 機関紙誌の発行を業費 24,000 宜伝事業費 1,401,398 その他の事業費 114,372 調査研究費 72,749 寄附・交付金 12,000 その他の経費 517,678 5 寄附の内訳 (個人分) 佐藤 基 裕 119,224 宝塚市 大 川 裕 之 59,940 同 市 年間 5万円以下のもの 411,922 6 資産等の内訳 (借入金) 18,705,500 日本継新の会兵庫県総支部 18,705,500 日本継新の会兵庫県総支部 10,446,819 前年総越額 3,276,139 木年収入額 7,170。総割 1,416,819 前年総越額 3,276,139 木年収入額 7,170。総別 4,323,559 3 本年収入の内訳 第附 50,000 個人分 6,988,000 日本維新の会本部 6,988,000 その他の収入 132,680 改党カー下取り 叙 4,323,559 3 大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大		
機関紙誌の発行事業費 1,401,398 その他の事業費 1,401,398 その他の事業費 114,372 調査研究費 72,719 寄附・交付金 12,000 その他の経費 517,678 5 寄附の内訳 (個人分) 佐藤 基裕 119,224 宣塚市 大川 裕 之 59,940 同 市 年間5 万円以下のもの 411,922 6 資産等の内訳 (借入金) 杉田 水脈 18,705,500 日本維新の会兵庫県総支部 報告年月日26,08,12(26,07,31解散) 1 収入総額 10,446,819 前年線越額 3,276,139 本年収入額 7,170,680 2 支出総額 4,323,559 3 本年収入の内訳 寄附 50,000 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 5,988,000 日本維新の会本部 6,988,000 日本維新の会本部 6,988,000 その他の収入 132,680 政党カー下取り額 312,680 政党カー下取り額 132,680 政党カー下取り額 142,671 東海所費 1,671,390 光熱大費 50,064 備品・消耗品費 144,267 東海所費 2,154,929 政治活動費 144,267 東海所費 2,154,929 政治活動費 30,909 組織統制費 42,632 機関級誌の発行その他の事業費 260,277		
□伝事業費 1,401,398 その他の事業費 114,372 調査研究費 72,709 音所・交付金 12,000 その他の経費 517,678 5 常附の内訳 「個人分) 佐藤 基 裕 119,224 宝塚市 大川 裕 之 59,940 同市 年間5万円以下のもの 411,922 6 資産等の内訳 「借入金) 18,705,500 日本維新の会兵庫県総支部 報告年月日26.08,12(26.07.31解散) 1 収入総額 10,446,819 前年繰越額 3,276,139 本年収入額 7,170,680 2 支出総額 3,276,139 本年収入額 7,170,680 3 本年収入の内訳 ・	機関紙誌の発行事業費	
その他の事業費 114, 372 調査研究費 72, 749 密附・交付金 12,000 その他の経費 517, 678 5 密附の内訳 (個人分) 佐 藤 髙 裕 119,224 宝塚市 大 川 裕 之 59,940 同 市 年間5万円以下のもの 411,922 6 資産等の内訳 (個人金) 杉 田 水 脈 18,705,500 日本維新の会兵庫県総支部 報告年月月26,08,12(26,07,31解散) 1 収入総額 10,446,819 前年練越額 3,276,139 本年収入額 7,170,680 2 支出総額 4,323,559 3 本年収入の内訳 寄附 50,000 個人分 50,000 本部文は支部から供与された交付金に係る収入 6,988,000 日本維新の会本部 6,988,000 日本維新の会本部 6,988,000 その他の収入 50,000 をの他の収入 132,680 4 支出の内訳 経常経費 4,020,650 人件費 1,671,390 光熱水費 50,064 備品・消耗品費 144,267 事務所費 2,164,929 政治活動費 30,093 組織活動費 44,632,632 機関紙託の発行その他の事業費 42,632		
調査研究費 72,749	その他の事業費	
審附・交付金 12,000 その他の経費 517,678 517,679 517,079		
をの他の経費 517,678 5 答附の内訳 [個人分] 佐藤 基 裕 119,224 宝塚市 大 川 裕 之 59,940 同 市 年間 5 万円以下のもの 411,922 6 資産等の内訳 [借入金] 杉 田 水 脈 18,705,500 日本維新の会兵庫県総支部 報告年月日26.08.12(26.07.31解散) 1 収入総額 10,446,819 前年繰越額 3,276,139 本年収入額 7,170,680 2 支出総額 4,323,559 3 本年収入の内訳 答解 50,000 個人分 50,000 の個人分 50,000 を部又は支部から供与された交付金に係る収入 6,988,000 との他の収入 132,680 政党カー下取り額 132,680 攻党カー下取り額 132,680 4 支出の内訳 経常経費 4,020,650 人件費 1,671,390 光熱水費 50,064 備品・消耗品費 1,671,390 光熱水費 50,064		
「個人分」 佐藤基 裕 119,224 宝塚市 大川 裕 之 59,940 同市 年間5万円以下のもの 411,922 6 資産等の内訳 [情入金] 杉田 水脈 18,705,500 日本維新の会兵庫県総支部 報告年月日26.08.12(26.07.31解散) 1 収入総額 10,446,819 前年繰越額 3,276,139 本年収入額 7,170,680 2 支出総額 4,323,559 3 本年収入の内訳 寄附 50,000 個人分 50,000 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 6,988,000 日本維新の会本部 6,988,000 その他の収入 132,680 政党カー下取り額 132,680 を改めー下取り額 132,680 経常経費 4,020,650 人件費 1,671,390 光熱水費 50,064 備品・消耗品費 144,267 事務所費 2,154,929 取治活動費 2,154,929 取治活動費 2,277		
(個人分) 佐藤基裕 119,224 宝塚市 大川裕之 59,940 同市 年間5万円以下のもの 411,922 6 資産等の内訳 (借入金) 杉田水脈 18,705,500 日本維新の会兵庫県総支部 報告年月日26.08.12(26.07.31解散) 1 収入総額 10,446,819 前年繰越額 3,276,139 本年収入額 7,170,680 2 支出総額 4,323,559 3 本年収入の内訳 寄附 50,000 個人分 50,000 由人分 50,000 中本維新の会本部 6,988,000 日本維新の会本部 6,988,000 その他の収入 132,680 政党カー下取り額 132,680 政党カー下取り額 132,680 経常経費 4,020,650 人件費 1,671,390 光熱水費 50,064 備品・消耗品費 4,020,650 小件費 1,671,390 光熱水費 50,064 備品・消耗品費 144,267 事務所費 2,154,929 政治活動費 2,154,929 取治活動費 2,154,929 取治活動費 42,632		,
佐藤基裕 119,224 宝塚市 大川裕之 59,940 同市 年間5万円以下のもの 411,922 6 資産等の内訳 (借入金) 杉田水脈 18,705,500 日本維新の会兵庫県総支部 報告年月日26.08.12(26.07.31解散) 1 収入総額 10,446,819 前年繰越額 3,276,139 本年収入額 7,170,680 2 支出総額 4,323,559 3 本年収入の内訳 寄附 50,000 個人分 50,000 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 6,988,000 日本維新の会本部 6,988,000 その他の収入 132,680 政党カー下取り額 132,680 政党カー下取り額 132,680 を変カー下取り額 132,680 を変カード取り 132,680 を変力 132,680		
大川裕之 59,940 同市 年間5万円以下のもの 411,922 6 資産等の内訳 (借入金) 杉田水脈 18,705,500 日本維新の会兵庫県総支部 報告年月日26.08.12(26.07.31解散) 1 収入総額 10,446,819 前年繰越額 3,276,139 本年収入額 7,170,680 2 支出総額 4,323,559 3 本年収入の内訳 寄附 50,000 個人分 50,000 を部又は支部から供与された交付全に係る収入 6,988,000 日本維新の会本部 6,988,000 その他の収入 132,680 政党カー下取り額 132,680 政党カー下取り額 132,680 政党カー下取り額 132,680 な党オートの表別 50,0660 体情品・消耗品費 4,020,650 人件費 1,671,390 光熱水費 50,064 備品・消耗品費 144,267 事務所費 2,154,929 政治活動費 42,632 機関紙誌の発行その他の事業費 260,277		119.224 宝塚市
年間5万円以下のもの 411,922 6 資産等の内訳 (借入金) 杉 田 水 脈 18,705,500 日本維新の会兵庫県総支部 報告年月日26.08.12(26.07.31解散) 1 収入総額 10,446,819 前年繰越額 3,276,139 本年収入額 7,170,680 2 支出総額 4,323,559 3 本年収入の内訳 寄附 50,000 個人分 50,000 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 6,988,000 日本維新の会本部 6,988,000 日本維新の会本部 6,988,000 との他の収入 132,680 政党カー下取り額 132,680 4 支出の内訳 経常経費 4,020,650 人件費 1,671,390 光熱水費 50,064 備品・消耗品費 144,267 事務所費 2,154,929 政治活動費 302,909 組織活動費 42,632 機関紙誌の発行その他の事業費 260,277		
信入金) 杉 田 水 脈 18,705,500 日本維新の会兵庫県総支部 報告年月日26,08,12(26,07,31解散) 1 収入総額 10,446,819 前年繰越額 3,276,139 本年収入額 7,170,680 2 支出総額 4,323,559 3 本年収入の内訳 寄附 50,000 個人分 50,000 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 6,988,000 日本維新の会本部 6,988,000 その他の収入 132,680 政党カー下取り額 132,680 な党カー下取り額 132,680 4 支出の内訳 経常経費 4,020,650 人件費 1,671,390 光熱水費 50,064 備品・消耗品費 144,267 事務所費 2,154,929 政治活動費 42,632 機関紙誌の発行その他の事業費 260,277		
下		,
移田水脈 18,705,500 日本維新の会兵庫県総支部 報告年月日26,08,12(26,07,31解散) 1 収入総額 10,446,819 前年繰越額 3,276,139 本年収入額 7,170,680 2 支出総額 4,323,559 3 本年収入の内訳 寄附 50,000 個人分 50,000 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 6,988,000 日本維新の会本部 6,988,000 その他の収入 132,680 政党カー下取り額 132,680 政党カー下取り額 132,680 な党カー下取り額 132,680 は大きに経費 4,020,650 人件費 1,671,390 光熱水費 50,064 備品・消耗品費 144,267 事務所費 2,154,929 政治活動費 302,909 組織活動費 42,632 機関紙誌の発行その他の事業費 260,277		
日本維新の会兵庫県総支部 報告年月日26.08.12(26.07.31解散) 1 収入総額 10,446,819 前年繰越額 3,276,139 本年収入額 7,170,680 2 支出総額 4,323,559 3 本年収入の内訳 寄附 50,000 個人分 50,000 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 6,988,000 日本維新の会本部 6,988,000 その他の収入 132,680 政党カー下取り額 132,680 政党カー下取り額 132,680 と変出の内訳 経常経費 4,020,650 人件費 1,671,390 光熱水費 50,064 備品・消耗品費 144,267 事務所費 2,154,929 政治活動費 302,909 組織活動費 42,632 機関紙誌の発行その他の事業費 260,277		18, 705, 500
報告年月日26.08.12(26.07.31解散) 1 収入総額 10,446,819 前年繰越額 3,276,139 本年収入額 7,170,680 2 支出総額 4,323,559 3 本年収入の内訳 寄附 50,000 個人分 50,000 日本維新の会本部 6,988,000 その他の収入 132,680 政党カー下取り額 132,680 政党カー下取り額 132,680 体党 大田の内訳 2,200,650 人件費 1,671,390 光熱水費 50,064 備品・消耗品費 144,267 事務所費 2,154,929 政治活動費 302,909 組織活動費 42,632 機関紙誌の発行その他の事業費 260,277	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	, ,
報告年月日26.08.12(26.07.31解散) 1 収入総額 10,446,819 前年繰越額 3,276,139 本年収入額 7,170,680 2 支出総額 4,323,559 3 本年収入の内訳 寄附 50,000 個人分 50,000 日本維新の会本部 6,988,000 その他の収入 132,680 政党カー下取り額 132,680 政党カー下取り額 132,680 体党 大田の内訳 2,200,650 人件費 1,671,390 光熱水費 50,064 備品・消耗品費 144,267 事務所費 2,154,929 政治活動費 302,909 組織活動費 42,632 機関紙誌の発行その他の事業費 260,277	日本維新の会兵庫県総支部	
1 収入絵額 10,446,819 前年繰越額 3,276,139 本年収入額 7,170,680 7,170,680 2 支出絵額 4,323,559 3 本年収入の内訳		
前年繰越額 3, 276, 139 本年収入額 7, 170, 680 2 支出総額 4, 323, 559 3 本年収入の内訳 寄附 50,000 個人分 50,000 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 6, 988, 000 日本維新の会本部 6, 988, 000 その他の収入 132, 680 政党カー下取り額 132, 680 4 支出の内訳 経常経費 4, 020, 650 人件費 1, 671, 390 光熱水費 50, 064 備品・消耗品費 144, 267 事務所費 2, 154, 929 政治活動費 302, 909 組織活動費 42, 632 機関紙誌の発行その他の事業費 260, 277		10, 446, 819
本年収入額 7,170,680 2 支出総額 4,323,559 3 本年収入の内訳 寄附 50,000 個人分 50,000 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 6,988,000 日本維新の会本部 6,988,000 その他の収入 132,680 政党カー下取り額 132,680 な党カー下取り額 132,680 4 支出の内訳 経常経費 4,020,650 人件費 1,671,390 光熱水費 50,064 備品・消耗品費 144,267 事務所費 2,154,929 政治活動費 302,909 組織活動費 42,632 機関紙誌の発行その他の事業費 260,277	前年繰越額	
2 支出総額 4,323,559 3 本年収入の内訳 50,000 商人分 50,000 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 6,988,000 日本維新の会本部 6,988,000 その他の収入 132,680 政党カー下取り額 132,680 4 支出の内訳 1,671,390 経常経費 4,020,650 人件費 1,671,390 光熱水費 50,064 備品・消耗品費 144,267 事務所費 2,154,929 政治活動費 302,909 組織活動費 42,632 機関紙誌の発行その他の事業費 260,277		7, 170, 680
3 本年収入の内訳50,000個人分50,000本部又は支部から供与された交付金に係る収入6,988,000日本維新の会本部6,988,000その他の収入132,680政党カー下取り額132,6804 支出の内訳4,020,650経常経費4,020,650人件費1,671,390光熱水費50,064備品・消耗品費144,267事務所費2,154,929政治活動費302,909組織活動費42,632機関紙誌の発行その他の事業費260,277		
個人分 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 日本維新の会本部 6,988,000 その他の収入 政党カー下取り額 132,680 4 支出の内訳 経常経費 人件費 1,671,390 光熱水費 「50,064 備品・消耗品費 144,267 事務所費 取治活動費 収治活動費 組織活動費 42,632 機関紙誌の発行その他の事業費	3 本年収入の内訳	
個人分 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 日本維新の会本部 6,988,000 その他の収入 政党カー下取り額 132,680 4 支出の内訳 経常経費 人件費 1,671,390 光熱水費 「50,064 備品・消耗品費 144,267 事務所費 取治活動費 収治活動費 組織活動費 42,632 機関紙誌の発行その他の事業費		50,000
本部又は支部から供与された交付金に係る収入 6,988,000 日本維新の会本部 6,988,000 その他の収入 132,680 政党カー下取り額 132,680 4 支出の内訳 4,020,650 人件費 1,671,390 光熱水費 50,064 備品・消耗品費 144,267 事務所費 2,154,929 政治活動費 302,909 組織活動費 42,632 機関紙誌の発行その他の事業費 260,277		
日本維新の会本部 その他の収入		
その他の収入 政党カー下取り額	日本維新の会本部	
政党カー下取り額132,6804 支出の内訳4,020,650経常経費4,020,650人件費1,671,390光熱水費50,064備品・消耗品費144,267事務所費2,154,929政治活動費302,909組織活動費42,632機関紙誌の発行その他の事業費260,277		
4 支出の内訳4,020,650経常経費4,020,650人件費1,671,390光熱水費50,064備品・消耗品費144,267事務所費2,154,929政治活動費302,909組織活動費42,632機関紙誌の発行その他の事業費260,277		
経常経費4,020,650人件費1,671,390光熱水費50,064備品・消耗品費144,267事務所費2,154,929政治活動費302,909組織活動費42,632機関紙誌の発行その他の事業費260,277		
人件費1,671,390光熱水費50,064備品・消耗品費144,267事務所費2,154,929政治活動費302,909組織活動費42,632機関紙誌の発行その他の事業費260,277		4,020.650
光熱水費50,064備品・消耗品費144,267事務所費2,154,929政治活動費302,909組織活動費42,632機関紙誌の発行その他の事業費260,277		
備品・消耗品費144, 267事務所費2, 154, 929政治活動費302, 909組織活動費42, 632機関紙誌の発行その他の事業費260, 277		
事務所費2,154,929政治活動費302,909組織活動費42,632機関紙誌の発行その他の事業費260,277		
政治活動費302,909組織活動費42,632機関紙誌の発行その他の事業費260,277		
組織活動費42,632機関紙誌の発行その他の事業費260,277		
機関紙誌の発行その他の事業費 260,277		
5 寄附の内訳		200,2

/3/21 10/100 H	八		A) 2111 /
〔個人分〕			
年間5万円以下のもの		50,000	
 民主党兵庫県第12区総支部			
国会議員関係政治団体の区分			法第19条の7第1項第1号
公職の候補者の氏名			山口壯
公職の候補者に係る公職の種類			衆議院議員
報告年月日26.03.24(26.02.12解散)			
1 収入総額			157, 500
本年収入額			157, 500
2 支出総額			157, 500
3 本年収入の内訳			
寄附			157, 500
政治団体分			157, 500
4 支出の内訳			
経常経費			157, 500
事務所費			157, 500
5 寄附の内訳			
〔政治団体分〕			
ミッション21		157, 500	相生市
		10.,000	11-2-11
みんなの党芦屋市議会第1支部			
報告年月日26.05.14(26.05.14解散)			
			0
1 収入総額			
2 支出総額			0
┃ ┃ みんなの党尼崎市議会第2支部			
報告年月日26.12.22(26.11.28解散)			
1 収入総額			0
2 支出総額			0
┃ ┃ みんなの党神戸市会第 1 支部			
報告年月日26.12.03(26.11.28解散)			
1 収入総額			0
2 支出総額			0
┃ ┃ みんなの党神戸市会第3支部			
報告年月日26.12.26(26.11.28解散)			
1 収入総額			0
2 支出総額			0
7. / 4、0. 告诫 京本 4 5 1 5 1 5 1			
みんなの党神戸市会第10支部			
報告年月日26.12.24(26.11.28解散)			
1 収入総額			0
2 支出総額			0
みんなの党神戸市会第7支部			
報告年月日26.04.10(26.04.10解散)			
1 収入総額			0
2 支出総額			0

┃ ┃ みんなの党神戸市会第8支部		
報告年月日26.04.14(26.03.31解散)		
1 収入総額		0
2 支出総額		0
みんなの党西宮市議会第1支部		
報告年月日27.01.05(26.11.28解散)		
1 収入総額		0
2 支出総額		0
みんなの党兵庫県議会第8支部		
報告年月日27.02.09(26.11.28解散)		
1 収入総額		1, 702, 671
本年収入額		1, 702, 671
2 支出総額		1, 702, 671
3 本年収入の内訳		
寄附		1, 702, 671
個人分		1, 702, 671
4 支出の内訳		
経常経費		1, 400, 368
人件費		843, 267
光熱水費		16, 612
備品・消耗品費		99, 422
事務所費		441, 067
政治活動費		302, 303
組織活動費		300, 277
その他の経費		2, 026
5 寄附の内訳		
[個人分]		
中田英一	1, 702, 671	三田市
結いの党兵庫県第1区支部		
国会議員関係政治団体の区分		法第19条の7第1項第1号
公職の候補者の氏名		井 坂 信 彦
公職の候補者に係る公職の種類		衆議院議員
報告年月日26.10.07(26.09.21解散)		
1 収入総額		13, 191, 624
本年収入額		13, 191, 624
2 支出総額		13, 191, 624
3 本年収入の内訳		
寄附		3, 191, 598
個人分		3, 191, 598
本部又は支部から供与された交付金に係る収入		10, 000, 000
結いの党本部 スのは、p.tp.7		10, 000, 000
その他の収入		26
一件10万円未満のもの		26
4 支出の内訳		
経常経費		10, 442, 396
人件費		7, 568, 099
備品・消耗品費		1, 335, 190

事務所費 1, 539, 107 政治活動費 2, 749, 228 組織活動費 798, 302 機関紙誌の発行その他の事業費 1,949,926 官伝事業費 1, 949, 926 その他の経費 1,000 5 寄附の内訳 〔個人分〕 井 坂 信 彦 3,191,598 神戸市灘区 結いの党兵庫県第7区支部 法第19条の7第1項第1号 国会議員関係政治団体の区分 畠 中 光 成 公職の候補者の氏名 公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員 報告年月日26.10.09(26.09.21解散) 1 収入総額 14,000,264 本年収入額 14,000,264 2 支出総額 11,606,794 3 本年収入の内訳 借入金 4,000,000 畠 中 光 成 4,000,000 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 10,000,000 結いの党 10,000,000 その他の収入 264 一件10万円未満のもの 264 4 支出の内訳 経常経費 5, 443, 297 人件費 1,940,058 光熱水費 83, 481 備品·消耗品費 635, 031 事務所費 2, 784, 727 政治活動費 6, 163, 497 組織活動費 884, 358 機関紙誌の発行その他の事業費 1, 257, 755 1, 257, 755 宣伝事業費 調査研究費 21, 384 その他の経費 4,000,000 収支報告書の要旨(国会議員関係政治団体(政党の支部を除く。)) (単位 円) 平成26年解散分 下村英里子後援会 国会議員関係政治団体の区分 法第19条の7第1項第1号 及び第2号 公職の候補者の氏名 下 村 英里子 公職の候補者に係る公職の種類 参議院議員 資金管理団体の届出をした者の氏名 下 村 英里子 参議院議員 資金管理団体の届出に係る公職の種類 報告年月日26.09.03(26.09.03解散) 1 収入総額 0

第 2744 号 2 支出総額 0 新党日本尼崎支部 国会議員関係政治団体の区分 法第19条の7第1項第1号 公職の候補者の氏名 田中康夫 公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員 報告年月日26.07.04(26.06.25解散) 1 収入総額 1, 520, 886 前年繰越額 20,886 本年収入額 1,500,000 2 支出総額 1,017,271 3 本年収入の内訳 その他の収入 1,500,000 敷金返還 1,500,000 4 支出の内訳 経常経費 1,017,271 人件費 35, 735 光熱水費 212 備品·消耗品費 42,000 事務所費 939, 324 収支報告書の要旨(資金管理団体(国会議員関係政治団体を除く。)) (単位 円) 平成21年解散分 長崎ひろちか後援会 資金管理団体の届出をした者の氏名 長 﨑 寛 親 資金管理団体の届出に係る公職の種類 尼崎市議会議員 報告年月日27.04.06(21.06.30解散) 1 収入総額 2,875 前年繰越額 2,875 2 支出総額 0 平成26年解散分 岡崎ひさかず支援の会 資金管理団体の届出をした者の氏名 岡崎久和 資金管理団体の届出に係る公職の種類 宍粟市議会議員 報告年月日26.03.11(26.03.11解散) 1 収入総額 0 2 支出総額 加古川の明日を考える会 名 生 昭 義 資金管理団体の届出をした者の氏名 資金管理団体の届出に係る公職の種類 加古川市議会議員 報告年月日26.08.06(26.07.31解散) 1 収入総額 2 支出総額 家族と共に活動する会 資金管理団体の届出をした者の氏名 土 田 忠

50

川西市議会議員

資金管理団体の届出に係る公職の種類

報告年月日26.12.11(26.11.30解散)

1 収入総額		513, 833
前年繰越額		513, 833
2 支出総額		0
菊川龍之介後援会		
資金管理団体の届出をした者の氏名	菊 川 龍之介	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	神戸市議会議員	
報告年月日26.10.03(26.10.03解散)		
1 収入総額 前年繰越額		40, 000 40, 000
2 支出総額		40,000
		V
北芝政文後援会		
資金管理団体の届出をした者の氏名	北 芝 政 文	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	三木市議会議員	
報告年月日27.01.27(26.12.31解散) 1 収入総額		0
1 収入総額 2 支出総額		0
		V
隈元悦子後援会		
資金管理団体の届出をした者の氏名	隈 元 悦 子	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	加古川市議会議員	
報告年月日26.07.25(26.07.24解散) 1 収入総額		0
1 収入総額 2 支出総額 2 支出総額 3 対象 3 対象		0
		v
光友会		
資金管理団体の届出をした者の氏名	岩城光彦	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	加古川市議会議員	
報告年月日26.02.28(26.02.28解散)		
1 収入総額 2 支出総額		0
2		U
サークル21		
資金管理団体の届出をした者の氏名	西 野 將 俊	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	兵庫県議会議員	
報告年月日27.01.28(26.12.31解散)		40
1 収入総額 前年繰越額		49 49
2 支出総額		0
		-
杉尾良文友の会		
資金管理団体の届出をした者の氏名	杉尾良文	
資金管理団体の届出に係る公職の種類 報告年月日27.03.19(26.12.31解散)	兵庫県議会議員	
報音平月日21.03.19(26.12.31解散) 1 収入総額		0
2 支出総額		0
辰巳浩司後援会		
資金管理団体の届出をした者の氏名	辰 巳 浩 司	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	明石市議会議員	

報告年月日26.11.10(26.11.10解散) 1 収入総額		0
2 支出総額		0
中山広司後援会		
資金管理団体の届出をした者の氏名 資金管理団体の届出に係る公職の種類	中山広司加古川市議会議員	
報告年月日26.07.31(26.07.25解散)		
1 収入総額 2 支出総額		0
南部会 資金管理団体の届出をした者の氏名	宮路尊士	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	川西市議会議員	
報告年月日26.10.07(26.10.01解散)		0
1 収入総額 2 支出総額		0
はりま民意を県政に反映する会 資金管理団体の届出をした者の氏名	中嶋修市	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	兵庫県議会議員	
報告年月日26.08.22(26.08.20解散)		
1 収入総額 前年繰越額		828, 357
2 支出総額		828, 357 0
した。 阪神アメニティ会議		
W神アメーディ会議 資金管理団体の届出をした者の氏名	今 西 永 兒	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	兵庫県議会議員	
報告年月日26.05.15(26.05.01解散)		
1 収入総額 前年繰越額		71, 978 71, 978
2 支出総額		0
みくり英紀後援会		
資金管理団体の届出をした者の氏名	御栗英紀	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	加古川市議会議員	
報告年月日26.11.05(26.10.31解散)		
1 収入総額 前年繰越額		870, 094 749, 915
本年収入額		120, 179
2 支出総額		50,000
3 本年収入の内訳		100 000
新附 政治団体分		120, 000 120, 000
その他の収入		179
一件10万円未満のもの		179
4 支出の内訳		F0 000
経常経費 事務所費		50, 000 50, 000
5 寄附の内訳		00,000

	3, 2, 11 /3
〔政治団体分〕	
組織内議員を支援し政策実現を推進する会 120,000	東京都中央区
水田たつおき後援会	
資金管理団体の届出をした者の氏名	水 田 作 興
資金管理団体の届出に係る公職の種類	姫路市議会議員
	^炉
報告年月日26.09.29(26.09.29解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
水とみどり研究会	
資金管理団体の届出をした者の氏名	岩 蕗 昭 美
資金管理団体の届出に係る公職の種類	六栗市議会議員
	八米川俄云峨貝
報告年月日26.03.26(26.03.26解散)	
1 収入総額	6, 670
前年繰越額	6, 670
2 支出総額	0
「もりた進」を育てる会	
資金管理団体の届出をした者の氏名	森田進
資金管理団体の届出に係る公職の種類	豊岡市議会議員
報告年月日26.02.13(26.02.11解散)	
1 収入総額	618, 310
前年繰越額	618, 310
2 支出総額	0
1 - 1 1 1 4615 6	
山下まさし後援会	
資金管理団体の届出をした者の氏名	山 下 昌 司
資金管理団体の届出に係る公職の種類	姫路市議会議員
報告年月日26. 10. 28 (26. 10. 20解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
	V
山本順一後援会	I I NE
資金管理団体の届出をした者の氏名	山本順一
資金管理団体の届出に係る公職の種類	香美町議会議員
報告年月日26.04.28(26.03.31解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
収支報告書の要旨(その他の政治団体)	(単位 円)
平成26年解散分	(<u></u> 半仏
→ ^{→ → → → → → → → → → → → → → → → → →}	
報告年月日26.04.23(26.03.31解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
 新しい風と太陽の光	
報告年月日26.03.27(26.03.27解散)	
1 収入総額	0
1 4人/入小心 付只	U

2 支出総額	0
 新しい世紀に新しい豊岡をつくる会	
報告年月日27.03.18(26.10.30解散)	
	67 502
1 収入総額	67, 593
前年繰越額	67, 593
2 支出総額	0
淡路市政刷新市民会議	
報告年月日26.03.27(26.03.27解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
池田義孝後援会	
報告年月日26.09.05(26.08.31解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
日本 日	
報告年月日27.02.10(26.10.01解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
2 人口和648	U
泉信也兵庫港湾後援会	
報告年月日26. 12. 12 (26. 11. 30解散)	
1 収入総額	750, 227
前年繰越額	750, 112
本年収入額	115
2 支出総額	0
3 本年収入の内訳	
その他の収入	115
一件10万円未満のもの	115
伊藤一郎後援会	
報告年月日26.02.12(26.02.10解散)	
1 収入総額	22, 858
前年繰越額	22, 858
2 支出総額	0
岩城光彦後援会	
報告年月日26.02.28(26.02.28解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
	v
上田弘文後援会	
報告年月日26.07.18(26.07.18解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
上山隆弘後援会	
報告年月日26.04.02(26.04.02解散)	

	X 11 7
1 収入総額	3, 685, 928
前年繰越額	3, 185, 928
本年収入額	500,000
2 支出総額	0
3 本年収入の内訳	· ·
寄附	500, 000
個人分	500, 000
4 寄附の内訳	300, 000
[個人分]	
津 田 刀麻子	500,000 芦屋市
(本)	500,000 月產用
大路康宏後援会	
報告年月日27.01.13(26.12.31解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
土田標った」後極人	
大田垣つよし後援会	
報告年月日26.03.17(26.02.28解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
大辻やすひこを支援する会	
報告年月日27.08.24(26.12.31解散)	
1 収入総額	133, 587
前年繰越額	133, 587
2 支出総額	87, 900
3 支出の内訳	,
経常経費	87, 900
事務所費	87, 900
岡田初雄後援会	
報告年月日26.03.20(26.03.01解散)	
1 収入総額	16, 664
前年繰越額	16, 664
2 支出総額	0
四なった後担合	
岡みつお後援会 却生年月月26 02 07/06 02 01極帯)	
報告年月日26.03.27(26.03.01解散)	F0 110
1 収入総額	50, 113
前年繰越額	50, 113
2 支出総額	0
 沖正治後援会	
報告年月日26.08.20(26.08.20解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
カゴタニ義則後援会	
報告年月日26.04.25(26.03.31解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0

笠間満後援会		
報告年月日26.03.18(26.03.18解散)		
1 収入総額		86, 721
前年繰越額		86, 721
2 支出総額		0
かみたに広志後援会		
報告年月日26.11.19(26.11.18解散)		
1 収入総額		0
2 支出総額		0
河合としひこ後援会		
報告年月日26.12.24(26.12.24解散)		
1 収入総額		0
2 支出総額		0
2 Actions		-
岸野弘後援会		
報告年月日26.09.22(26.09.22解散)		
1 収入総額		0
2 支出総額		0
JL 四71.7 I 依恒人		
北岡ひろし後援会 #4555 19 21 (25 12 (25 12 21 (25 12 (25 (25 12 (25 (25 12 (25 (25 (25 (25 (25 (25 (25 (25 (25 (2		
報告年月日27.01.30(26.12.31解散)		0
1 収入総額 2 支出総額		0
2 又口総領		Ü
小寺昭男後援会		
報告年月日26.02.26(26.02.20解散)		
1 収入総額		1, 016, 343
前年繰越額		278, 343
本年収入額		738, 000
2 支出総額		798, 461
3 本年収入の内訳		
寄附		500,000
個人分		500,000
機関紙誌の発行その他の事業による収入		238, 000
「感謝のつどい」会費		238, 000
4 支出の内訳		
政治活動費		798, 461
組織活動費		798, 461
5 寄附の内訳		
[個人分]		
小 寺 昭 男	500,000 たつの市	
小林一義後援会		
資金管理団体の指定期間26.01.01~26.06.19		
報告年月日27.01.29(26.12.31解散)		
1 収入総額		0
2 支出総額		0

小原慶太郎後援会	
報告年月日26.08.20(26.07.31解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
2 义山秘領	Ü
1, 1, + 1, h+. A	
さかうえさときと歩む会	
報告年月日26.03.17(26.03.10解散)	
1 収入総額	82, 695
前年繰越額	82, 695
2 支出総額	0
3 資産等の内訳	
〔借入金〕	
阪 上 聡 樹	5, 000, 000
	0, 000, 000
 佐藤ゆう子後援会	
報告年月日26.03.20(26.03.16解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
三田前進の会	
報告年月日26.03.31(26.03.31解散)	
1 収入総額	161, 730
前年繰越額	161, 730
2 支出総額	0
3 資産等の内訳	
〔借入金〕	
笠谷 圭 司	6,000,000
<u> </u>	0, 000, 000
 塩見幸治後援会	
報告年月日26.02.28(26.02.28解散)	
	05 600
1 収入総額	25, 603
前年繰越額	25, 603
2 支出総額	0
志方つとむ後援会	
報告年月日27.01.05(26.12.31解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
首藤まさひろ後援会	
報告年月日26.09.16(26.09.16解散)	
1 収入総額	157, 291
前年繰越額	157, 291
2 支出総額	0
- ><+-(1/10-19)(· ·
新生兵庫講演会	
報告年月日27.01.23(26.12.26解散)	
	45 010 000
1 収入総額	45, 016, 699
本年収入額	45, 016, 699
2 支出総額	45, 016, 699
3 本年収入の内訳	

//X21 10/100 立座		<i>'</i> 3
機関紙誌の発行その他の事業による収入		45, 016, 000
新生兵庫講演会開催事業		45, 016, 000
その他の収入		699
一件10万円未満のもの		699
4 支出の内訳		
政治活動費		45, 016, 699
機関紙誌の発行その他の事業費		8, 816, 224
政治資金パーティー開催事業費		8, 816, 224
寄附・交付金		36, 200, 475
5 特定パーティーの概要		, ,
新生兵庫講演会(1,886人)	45,016,000 神戸市中央区	
6 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳	,, , , , , , , , , , , , , ,	
新生兵庫講演会		
〔団体からの対価の支払〕		
J F グループ兵庫水産政策協議会	300,000 明石市	
兵庫県保育推進連盟	300,000 神戸市中央区	
「政治団体からの対価の支払」	000,000 H7 H7 PC	
兵庫県不動産政治連盟	300,000 神戸市中央区	
兵庫県歯科医師連盟	500,000 同 市同 区	
兵庫県私学経営研究会	1,000,000 同 市同 区	
兵庫県医師連盟	1,000,000 同 市同 区	
兵庫県精神科病院政治連盟	300,000 同 市同 区	
兵庫県薬剤師連盟	300,000 同 市同 区	
7 (1-7) (7) (1-1-7)	осо, состру доргу <u>—</u>	
杉尾良文後援会		
報告年月日27.03.19(26.12.31解散)		
1 収入総額		181, 839
前年繰越額		181, 839
2 支出総額		0
住みよいまち西宮をつくる会		
報告年月日26.06.05(26.05.31解散)		
1 収入総額		19, 929, 763
前年繰越額		6, 200, 681
本年収入額		13, 729, 082
2 支出総額		19, 928, 598
3 本年収入の内訳		
個人の党費・会費(27人)		660,000
寄附		11, 646, 000
個人分		146,000
政治団体分		11, 500, 000
機関紙誌の発行その他の事業による収入		1, 423, 000
平成26年新春の会		1, 423, 000
その他の収入		82
一件10万円未満のもの		82
4 支出の内訳		
経常経費		10, 778, 249
人件費		3, 841, 460
光熱水費		153, 161
備品・消耗品費		723, 534

	74 71 714 12		21.	•
事務所費				6, 060, 094
政治活動費				9, 150, 349
組織活動費				2, 460, 072
機関紙誌の発行その他の事業費				6, 690, 277
機関紙誌の発行事業費				5, 965, 525
その他の事業費				724, 752
5 寄附の内訳				121, 102
〔個人分〕				
年間5万円以下のもの		146, 000		
「政治団体分〕		140,000		
河野昌弘後援会		11,000,000	西宮市	
自由民主党兵庫県西宮市第四支部		500, 000	同市	
日田八王元共庫示四百印第四文印		300,000	l+1 111	
高木照雄後援会				
報告年月日26.03.28(26.03.28解散)				
1 収入総額				0
2 支出総額				0
				V
- 髙島俊一を育てる会				
報告年月日26.03.26(26.03.20解散)				
1 収入総額				547, 950
前年繰越額				547, 950
2 支出総額				0
宝塚にクリーンな女性市長を!市民の会				
報告年月日26.03.24(26.03.19解散)				
1 収入総額				0
2 支出総額				0
立石富章を支援する会				
報告年月日26.06.11(26.04.30解散)				
1 収入総額				0
2 支出総額				0
田中君代後援会				
報告年月日26.03.07(26.03.07解散)				
1 収入総額				0
2 支出総額				0
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
田中耕太郎後援会				
報告年月日26.03.31(26.03.15解散)				^
1 収入総額				0
2 支出総額				0
 田中ゆうたと民意を伝える会				
報告年月日26.04.30(26.04.30解散)				
報告年月日26.04.30(26.04.30)解散) 1 収入総額				0
2 支出総額				0
2 人口心识				U
田中洋一郎後援会				
報告年月日26.04.30(26.04.30解散)				
M H / J H 20. 01. 00 (20. 01. 00/万平HX/				

1 収入総額	0
2 支出総額	0
地域政党最後の希望	
報告年月日26.07.07(26.07.06解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
地方が変わろう地域主権の会	
報告年月日27.03.26(26.12.31解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
土田忠後援会	
報告年月日26.12.11(26.11.30解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
坪内一由後援会	
報告年月日26.03.28(26.03.25解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
戸田公三後援会(公友会)	
報告年月日26.03.24(26.03.24解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
永井まちこ後援会	
報告年月日26.10.31(26.10.31解散)	
1 収入総額	210
前年繰越額	210
2 支出総額	0
西岡正後援会	
報告年月日26.03.28(26.03.28解散)	
1 収入総額 2 支出総額	0
2 火 山秘俄	U
西野まさとし後援会	
報告年月日27.01.28(26.12.31解散)	405
1 収入総額	435
前年繰越額 2 支出総額	435
2 义山秘俄	Ü
西野勝後援会	
報告年月日27.01.28(26.12.31解散)	
1 収入総額	138, 738
前年繰越額 2 支出総額	138, 738 0
2 人口心识	Ü

西村公子後援会 報告年月日27.01.13(26.04.30解散) 1 収入総額 2 支出総額	0 0
西脇明後援会 報告年月日26.03.10(26.03.10解散) 1 収入総額 2 支出総額	0 0
新田としかず後援会 報告年月日26.05.02(26.05.02解散) 1 収入総額 2 支出総額	0 0
兵庫維新の会 報告年月日27.01.06(26.12.29解散) 1 収入総額 2 支出総額	0
藤田靖夫後援会 報告年月日26.08.26(26.08.10解散) 1 収入総額 2 支出総額	0
藤原文悟後援会 報告年月日26.12.16(26.11.30解散) 1 収入総額 2 支出総額	0
古谷ひろし後援会 報告年月日26.06.16(26.06.16解散) 1 収入総額 前年繰越額 2 支出総額	796, 183 796, 183 0
北 摂三田維新の会 報告年月日26.03.20(26.03.10解散) 1 収入総額 2 支出総額	0 0
松尾みつひろ後援会 報告年月日27.01.05(26.12.31解散) 1 収入総額 2 支出総額	0 0
松尾みつひろ事務所 報告年月日27.01.05(26.12.31解散) 1 収入総額 2 支出総額	0

松原宏後援会	
報告年月日26.02.17(26.02.01解散)	
1 収入総額	30, 864
前年繰越額	30, 864
2 支出総額	0
松本ゆういち後援会	
報告年月日26.05.01(26.04.30解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
松本よしひこ後援会	
報告年月日26.03.31(26.03.31解散)	
1 収入総額	109, 595
前年繰越額	109, 595
2 支出総額	0
	v
丸山武彦後援会	
報告年月日27.03.27(26.12.31解散)	0
1 収入総額 2 支出総額	0
2 支出総額	Ü
三里茂一を育てる会	
報告年月日26.05.19(26.05.01解散)	
1 収入総額	158, 760
前年繰越額	158, 760
2 支出総額	0
宮路たかし後援会	
報告年月日26.10.07(26.10.01解散)	
1 収入総額	159, 421
前年繰越額	159, 421
2 支出総額	0
名生昭義後援会	
報告年月日26.08.06(26.07.31解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
日 名生昭義を支援する会	
報告年月日26.08.06(26.07.31解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
みんなでもっと宝塚!市民の会	
報告年月日26.03.24(26.03.19解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
	v
「もっと医療・福祉・介護」はっとり玲子後援会	
報告年月日26.07.01(26.06.30解散)	

1 収入総額	84, 068
前年繰越額	84, 068
2 支出総額	0
森本重宣後援会	
報告年月日26.08.22(26.08.02解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
八木多喜子後援会	
報告年月日27.03.05(26.12.31解散)	
1 収入総額	43, 915
前年繰越額	43, 915
2 支出総額	21, 015
3 支出の内訳	
経常経費	1, 015
備品・消耗品費	1, 015
政治活動費	20, 000
寄附・交付金	20, 000
やなぎたに巖後援会	
報告年月日26.03.18(26.02.28解散)	
1 収入総額	2, 390
前年繰越額	2, 390
2 支出総額	0
山口信行後援会	
資金管理団体の指定期間26.01.01~26.07.02	
報告年月日26.07.28(26.07.25解散)	
1 収入総額	2, 162, 176
前年繰越額	627, 647
本年収入額	1, 534, 529
2 支出総額	2, 162, 176
3 本年収入の内訳	
寄附	1, 534, 497
政治団体分	1, 534, 497
その他の収入	32
一件10万円未満のもの	32
4 支出の内訳	
経常経費	823, 121
人件費	593, 500
光熱水費	110, 167
備品・消耗品費	34, 322
事務所費	85, 132
政治活動費	1, 339, 055
組織活動費	624, 049
選挙関係費	106, 575
機関紙誌の発行その他の事業費	608, 431
機関紙誌の発行事業費	322, 411
宣伝事業費	286, 020

自由民主党兵庫県龍野市第一支部 1,534,497 たつの市	
山口みさえ後援会「みさえ広場」 - 却先年月月26.04.21(26.04.21(22年)	
報告年月日26.04.21(26.04.21解散) 1 収入総額 753,8	249
前年繰越額 353,8	
本年収入額 400,0	
2 支出総額 206,5	
3 本年収入の内訳	
寄附 400,0	000
個人分 400,0	000
4 支出の内訳	
政治活動費	505
組織活動費 49,6	600
機関紙誌の発行その他の事業費 156,9	
機関紙誌の発行事業費 156,9	905
5 寄附の内訳 (加工の)	
[個人分]	
山 口 みさえ 400,000 芦屋市	
やまざわ慎太郎後援会	
報告年月日26.01.08(26.01.08解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
山田ひろじ後援会	
報告年月日26.05.08(26.05.07解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
山村悦三を励ます会	
報告年月日26.08.20(26.04.16解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
した。 わだやま町の流れを変える会	
報告年月日27.03.10(26.12.01解散)	
1 収入総額 322,	550
前年繰越額 322,1	550
2 支出総額	0

教育委員会公告

兵庫県統合教務支援システム調達業務に係る企画提案コンペの実施

兵庫県統合教務支援システム調達業務を行う事業予定者を決定するため、企画提案コンペを実施する。 平成27年10月30日

契約担当者

教育長 高 井 芳 朗

1 趣旨

兵庫県教育委員会では、教職員の事務負担の軽減、教務事務の標準化による業務の効率化、教務事務に係るセキュリティの確保、災害等からの情報資産保護、コスト削減等のために、県内の単位制高等学校等への統一した教務支援システムの導入を計画している。

現在、教務支援システムが導入されている学校は、各校で独自にシステムを調達、運用しており、学校による教務事務に差異があることや、担当者の異動などによって操作等への理解が伝承されず、運用に支障をきたすなどの問題が存在する。

また、阪神・淡路大震災での学校再開への教訓や東日本大震災の被災地では、校内サーバや校務用コンピュータが滅失、破損し、保存されていた各種データが全て消失したとの報告もされている。

本県ではこれらの教訓を受け、近い将来に起こりうると想定されている地震・災害等に備えるため、データセンター内で集中管理、運用できる統合型校務支援システムの導入が、情報資産を保護する手段として必須であり急務であると考えている。

また、文部科学省から公表された、「教育の情報化ビジョン~21 世紀にふさわしい学びと学校の創造を目指して~」(平成23年4月28日)によると、校務の情報化により、教職員が情報通信技術を活用して情報共有することで、きめ細かな指導を行うことができ、校務の負担軽減等につながることが示されている。

今回、当該システムの調達業務に係る提案を広く募集するため、企画提案コンペを実施する。

- 2 企画提案コンペの概要
 - (1) 名称

兵庫県統合教務支援システム調達業務に係る企画提案コンペ

(2) 募集内容

次に掲げる事項についての企画提案

- ア 基本方針に係る事項
- イ 機能要件
- ウ 付帯要件
- (3) 主催者及び事務局
 - ア 主催者

兵庫県教育委員会

イ 事務局

兵庫県教育委員会事務局教育企画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号(兵庫県庁3号館10階)

電話 (078) 362-3779 FAX (078) 362-4283

3 提案参加者の資格に関する事項

提案参加者は、次の事項すべてに該当するものとする。(グループを構成して提案を行う場合、グループを 代表する者を「代表企業」、その他の者を「グループ構成企業」という。)

- (1) 代表企業等又は単独で提案を行う企業(以下「代表企業等」という。)が参加資格申請時点で平成27年・28年度の県の物品関係の入札参加資格者名簿に登録されている者又は、登録されていない者で、参加資格審査申請の受付締切日までに出納局管理課に申請し、選定事業者の契約の日までに物品関係の入札資格者として認定される見込みの者であること。
- (2) 代表企業等及びグループ構成企業のいずれもが、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 代表企業及びグループ構成企業のいずれもが、参加資格審査書類の受付開始日から選定事業者の契約の 日までの間に、県から指名停止の処置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 企業グループによる参加の場合は、企業グループの全ての構成員が、前項(1)から(4)までの各要件を全て満たしており、企業グループの構成員が、単独又は他の企業グループの構成員として、本コンペの調達に参加していないこと。
- (6) 代表企業等又はグループ構成企業のいずれかが、兵庫県内又は近隣府県(兵庫県本庁舎から公共交通機関で1時間以内)に兵庫県統合教務支援システムのサポートをできる拠点を持つこと。
- 4 応募手続

- (1) 募集要領の配布
 - ア 配布方法

募集要項は、事務局において配布する。

イ 配布期間

平成27年10月30日(金)から同年11月13日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

- (2) 参加資格審査申請の受付
 - ア 参加資格審査の内容
 - 「3 提案参加者の資格に関する事項」について審査する。
 - イ 提出書類(各1部)
 - (7) 参加資格申請書
 - (4) 会社概要
 - (ウ) 類似システムの構築実績報告書
 - (江) 物品関係入札資格審査結果通知書(写)
 - (対) 物品関係入札参加資格申請中の者については、(エ)に代えて物品関係入札参加資格審査申請書(写) 及び到達確認通知
 - (カ) 委任状
 - (キ) グループ構成表明書
 - (ク) 業務分担予定表
 - ウ 受付方法

事務局宛てに郵送(書留)、信書便(書留に準ずるもの)又は持参のこと。

工 受付期間

平成27年11月13日(金)から同月19日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

なお、郵送等による場合は、平成27年11月19日(木)午後5時必着とする。

オ 参加資格審査結果の通知

平成27年11月24日 (火) 付で郵送文書により通知する。

応募図書の提出は、審査結果で参加を認められた者のみできるものとする。

③ 応募図書の受付

ア 受付方法

事務局宛てに郵送(書留)、信書便(書留に準ずるもの)又は持参のこと。

イ 受付期間

平成27年11月25日(水)から同年12月8日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

なお、郵送等による場合は、平成27年12月8日(火)午後5時必着とする。

- 5 応募図書
 - (1) 応募図書の種類
 - ア 応募申込書
 - イ 企画提案書等
 - ウ 見積書等
 - エ 業務担当予定者の略歴等
 - (2) 応募図書の形式及び内容

募集要項のとおり

(3) 留意事項

ア 応募図書は、非公開とする。

- イ 応募図書は、返却しない。
- ウ 応募図書の著作権は、応募者に帰属する。
- 6 応募に要する費用

応募に要する費用は、応募者の負担とする。

7 当選者の選考、決定及び通知の方法

(1) 選考方法

当選者の選考は、審査委員会において内容及び価格について評価する。

ア 【内容の評価項目】(配点5,500点)

区分	詳細	配点
機能要件	本県が求める機能要件を正確に理解し、必要となる機能の具体的な実現方策を提案しているか、また、その根拠が明確であるか、要件を充足しているかを評価する。 ・共通要件、生徒情報管理機能、履修受講管理機能、出欠管理機能、時間割管理機能、成績管理機能、進路管理機能、事務機能、保健管理機能、指導要録機能、通信制機能、教職員管理機能、教育委員会機能、各帳票等	4, 500点
付帯要件	本県が求める付帯要件を網羅的かつ正確に理解した提案をしているか、要件を充足しているかについて、提案の網羅性と記載レベルを含めて評価する。 ・データ移行・システム移行・保守業務要件・運用業務要件・衝修要件・情報セキュリティ・地域情報プラットホーム教育情報アプリケーション要件・システム構築力・操作性 ・各種帳票類カスタマイズ要件 ※教員の負担軽減に関する提案 これらについては、提案書により評価する。	1, 000点

※機能要件のうち、必須要件のいずれかに対応できない(あるいは、適切な代替策の提示がない)も のがある場合は失格とする。

イ 【価格の評価項目】(配点4,500点)

価格点=4,500 × (1-見積価格×1.08/予定価格)

※小数点以下は、四捨五入とする。

※予定価格を越えた場合は、失格とする。ただし、応募者全員がこれに該当する場合は、別に定める日に再見積りを徴収する。

② 発表方法

当選者の名称は、応募者全員に対し、文書で通知する。

8 当選後の取扱い

当選者は、兵庫県統合教務支援システム調達業務に係る事業予定者となる。

- 9 その他
 - (1) 提案及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨による
 - (2) 詳細は、募集要項による
- 10 Servers for the academic affairs support system for Hyogo prefectural schools
 - (1) Nature of the required service:

Proposal for a new computer system for servers for the academic affairs support system for Hyogo prefectural schools within the Hyogo Prefectural Government Organization.

(System construction, proving test equipment configuration.

Data Centers (within Hyogo Prefecture) that can be connected to the Educational Information Network through guaranteed bandwidth.)

The Backup Data Centers must be established in locations other than the main server.)

- (2) Qualification application deadline:
 - 17:00 Thursday November 19, 2015 by direct delivery or registered mail.
- (3) Proposal submission deadline:
 - 17:00 Tuesday December 8, 2015 by direct delivery or registered mail.
- (4) Office to contact concerning the notice:
 - Educational Planning Division, Educational Board, Hyogo Prefecture 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo Prefecture 650-8567
 - TEL (078) 362-3779 FAX (078) 362-4283